

平成 21 年第 3 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録

平成 21 年 9 月 18 日（金曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 中村 善吉

副委員長 松村 敬子

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石橋 源一 委員

◎欠席委員（1 名）

米澤 まき子 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

会計管理者 本郷 義博

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗

収納課長補佐 千葉 康志

介護福祉課長 鈴木 博子

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

健康課長 紺野 哲哉

国民年金課長 大森 晃

道路公園課長 鈴木 弘章

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

教育委員会事務局理事(兼)文化財課長 高倉 敏明

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

管理課長 小幡 誠志

下水道課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

総務課参事(兼)総務課長補佐 竹谷 敏和

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 佐藤 利夫

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 郷家 栄一

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根本 伸弘

下水道課長補佐 今野 淳

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 但木 正敏

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

---

午前 11 時 15 分 開会

● 正副委員長の選任

○松戸議会事務局長

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

したがいまして、全委員中、中村善吉委員さんが年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(中村善吉臨時委員長、委員長席に着く)

○中村臨時委員長

それでは、早速、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は 19 名であります。

本日は、米澤まき子委員から欠席届が、それから、阿部五一委員からおくれる旨の通知がありました。御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに特別委員会委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員会委員長は、委員長の輪番制という申し合わせにより、文教厚生常任委員長がその職務を行うことになっておりますので、委員長は私、中村善吉となります。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員会委員長は、私、中村善吉と決まりました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

○中村委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名いたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認め、私から指名させていただきます。

それでは、副委員長には松村敬子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

● 議案第 70 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）

○中村委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 70 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予  
算（第 4 号）から、議案第 76 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）  
までの審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、提出者からの提案理由説明は終わって  
おりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に  
質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、議案第 70 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）を議題といた  
します。

● 歳出説明

○中村委員長

関係課長等から順次説明を求めます。市長公室財政経営担当補佐。

● 2 款 総務費

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

よろしくお願いいたします。

それでは、資料 1 の 38 ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、歳出から御説明をさせていただきます。

まず、2款1項12目財政調整基金費で172万7,000円、次の13目史跡のまち基金費で97万2,000円、そして、14目市債管理基金費で7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、いずれも基金運用の際の平均利率を当初予算では0.1%と見込んでございましたが、実際の平均利率がたゞいまは0.21%で運用できているということによる積立利子の増額でございます。

なお、財政調整基金につきましては、平成20年度におきまして、繰り入れを行わずに決算することが可能となったため、財政調整基金の残高が当初予算で見込んでいたよりも増額となったことも、増額補正の要因となっております。

### ● 3款 民生費

#### ○大森国保年金課長

次のページをお願いいたします。

3款1項6目国民健康保険事業繰出金で64万円の増額補正をお願いするものです。これは国民健康保険特別会計への出産育児一時金分の繰出金でございます。

詳しい内容につきましては、国民健康保険特別会計で御説明申し上げます。

#### ○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、7目長寿社会対策基金費で15万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましても、先ほど御説明をさせていただいたとおり、基金運用の際の利率が当初の見込みよりも上昇したことによる積立利子の増額でございます。

#### ○大森国保年金課長

次に、9目後期高齢者医療事業繰出金で8万5,000円の増額補正をお願いするものです。これは後期高齢者医療特別会計に係る繰出金でございますけれども、詳しい内容につきましては、後期高齢者医療特別会計で御説明申し上げます。

#### ○小川こども福祉課長

次に、42ページをお願いいたします。

3款2項1目の児童福祉総務費で8,390万6,000円の増額補正でございます。

説明欄1の児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務に要する経費で795万6,000円の増額でございます。これは、児童扶養手当において、当初、支給対象児童を延べ9,692人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく支給対象児童が1万75人の見込みとなることから、計上済額との差795万6,000円を増額するものでございます。

次に、2の子育て応援特別手当支給事務に要する経費で7,595万円の追加補正でございます。これは平成21年度における国の経済危機対策として子育て応援手当を支給する事業でございます。

ここで、恐れ入りますが、資料2の16ページをお開き願います。

それでは、子育て応援特別手当に係る平成21年度と平成20年度とを比較した資料により御説明申し上げます。

最初に、この手当の支給目的でございますが、経済危機対策として実施するもので、支給対象となる子につきましては、平成 21 年度において、小学校就学前 3 年間に属する子、すなわち、平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれの子全員が対象で、その基準日は平成 21 年 10 月 1 日でございます。

次に、対象者及び受給者でございますが、基本的には平成 20 年度と同様ですが、例外として、現に居住している市区町村に住居登録ができない DV 被害者の方を救済するため、基準日から 1 カ月以内に居住している市区町村に事前申請をすることにより、住民登録のある市区町村から受給できることになっております。

次に、手当の額は、平成 20 年度と同額の、児童 1 人当たり 3 万 6,000 円でございます。

次に、申請書の発送日は、DV 被害者救済に係る事務手続期間が必要になるため、平成 21 年 12 月 10 日に、申請期間を同年 12 月 11 日から平成 22 年 6 月 10 日までを予定しております。

次のページになりますが、申請方法及び申請に必要な書類につきましては、平成 20 年度と同様ですが、DV 被害者の方は、婦人相談所もしくは配偶者暴力相談支援センターの証明書、裁判所の保護命令決定書の謄本または正本の添付が必要になります。

次に、給付方法は平成 20 年度と同様で、支給時期につきましては、口座振り込みの方は平成 21 年 12 月下旬から、現金支給の方は平成 22 年 2 月中旬から順次支給する予定でございます。

恐れ入りますが、資料 1 の 43 ページにお戻り願います。

それでは、子育て応援特別手当支給事業に要する経費 7,595 万円の内訳でございますが、3 節の職員手当等 55 万 1,000 円は職員の時間外勤務手当でございます。11 節の需用費 3 万 2,000 円は事務用消耗品でございます。12 節の役務費 179 万 9,000 円は申請書の郵送料や口座振り込み手数料のほか、データ入力の事務処理のための労働者派遣手数料でございます。13 節の委託料 156 万 8,000 円はシステム構築業務及び申請書封入封緘等業務委託料でございます。19 節の負担金、補助及び交付金 7,200 万円は、支給対象児童を 2,000 人と見込んで計上しております。

恐れ入りますが、21 ページをお開き願います。

第 2 表の繰越明許費でございます。3 款民生費 2 項児童福祉費、事業名が子育て応援特別手当支給事業、金額が 181 万円でございます。

繰り越しの理由でございますが、子育て応援特別手当の申請期間が受付開始日から 6 カ月であるため、50 人分の手当額と口座振り込み手数料及び郵送料を見込んで繰り越すものでございます。なお、この事業の完了は平成 22 年 6 月末を予定しております。

恐れ入りますが、また 43 ページにお戻り願います。

2 目保育運営費で 4,861 万 2,000 円の増額補正でございます。19 節の負担金、補助及び交付金 4,861 万 2,000 円でございますが、これは浮島保育所建てかえ事業補助金の増額でございます。当該保育所の建てかえ事業に対する補助財源が国の次世代育成支援対策施設整備交付金から、国の安心こども基金の創設を受けて、宮城県が設置した宮城県子育て支援対策臨時特例基金を財源とした子育て支援対策臨時特例基金、特別対策事業補助金の対象となったため、補助基本額及び補助率も変わることにより、4,861 万 2,000 円を増額するものでございます。

## ○大森国保年金課長

次に、7目乳幼児等医療対策費で109万9,000円の増額補正でございます。これは心身障害者医療費助成費補助金返還金で、平成20年度分の確定に伴うものでございます。

## ○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

それでは、次のページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護総務費で110万円の増額補正でございます。説明欄記載の生活保護の事務に要する経費として110万円でございますが、これは経済危機対策に基づく国の補正によるもので、セーフティネット支援対策事業の中で、住宅手当緊急特別措置事業として住宅費相当額を支給する新しい制度でございます。

この制度の目的でございますが、厳しい雇用情勢が続いている中、雇用と住宅という生活基盤を同時になくした、極めて深刻な状況に置かれている方々が、一日も早く住居と安定的な就労機会を円滑に確保できるようにするための支援策として出てきたものでございます。

対象となる方の主な要件でございますが、ここ2年以内に離職し、離職前にはみずからの労働によって世帯の生計を維持しており、就労能力及び就労意欲を引き続き持っている方で、住居を喪失した方、また、喪失するおそれがある場合についても、一定の要件のもとに対象となることになっております。

支給額につきましては、該当地域の生活保護の住宅扶助額となっております。一例でございますが、単身世帯や夫婦二人世帯の場合、本市の場合は月額3万5,000円となっておりますけれども、これが最長で6カ月間の支給となるものでございます。

本年の10月1日からの施行で、予算につきましては、5世帯分を見ております。

## ● 4款 衛生費

### ○紺野健康課長

46ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費で6,000円の財源組み替えでございます。これは平成21年度、家庭教育支援基盤形成事業費補助金が採択されましたことにより、幼児食講習会に要する経費の財源を組み替えるものでございます。

次に、3目予防費で358万8,000円の増額補正でございます。これは、11節需用費でございますが、強毒性の新型インフルエンザの流行に備え、市の備蓄物資としてマスクや手指の消毒薬などを購入するものでございます。独居世帯や要介護者などの要援護者及び状況調査などに従事する職員分としてマスクを約6万2,000枚、小中学生を含む市内の公共施設の利用者の手指の消毒薬及びそれら施設のドアなどの消毒薬をそれぞれ約1,000リットル、また、患者搬送等に従事するような場合に使用する手袋、ゴーグルなどを備蓄するものでございます。

なお、これらの備蓄物は、当然のことでございますが、現在流行中の新型インフルエンザ対策においても、必要に応じて使用してまいります。

4目健康増進事業費で2,042万5,000円の増額補正でございます。これは国の2次補正で予算化されました、女性特有のがん検診の推進事業に係るもので、一定の年齢に達した

女性に対して、子宮頸がん及び乳がんの検診料の自己負担を免除するなどの措置を講ずることによって、女性特有のがん対策を推進するための経費でございます。

主なものは、13 節委託料の 1,707 万円で、これは対象者約 4,200 人分の健診業務の委託料でございます。そのほか、健診手帳等の印刷代として、11 節需用費で 155 万円、対象者へのクーポン等の郵送料として、12 節役務費で 100 万 3,000 円、既に受診済みの方への償還払い分として、19 節負担金、補助及び交付金で 80 万 2,000 円を見込んでございます。

実施は、子宮頸がんにつきましては、10 月 19 日から来年 22 年の 2 月 27 日まで、乳がんはマンモグラフィー装置の稼働状況との関係もございまして、12 月 21 日から来年の 2 月 27 日までを一応予定しております。補正予算が可決されましたら、速やかに準備を進めたいと考えております。

#### ○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長

6 目環境対策費で 625 万円を増額補正するものでございます。これは、環境省の地域グリーン・ニューディール基金事業を活用するものでございます。宮城県が造成する地域環境保全特別基金から市に対して交付される補助金を財源として、一般住宅の太陽光発電導入を行う個人に対して補助を行うものであります。

事業期間は本年度から平成 23 年度までの 3 年間、補助金交付総額は 1,900 万円、補助対象予定数は約 150 戸と計画しており、その効果は CO2 削減量で年 248 トン、ガソリンに換算しますとドラム缶 526 本の削減になります。今回の補正では、平成 21 年度分の 50 戸分、625 万円を計上したものでございます。

次に、補助事業の概要について説明申し上げます。

補助対象は、市内に設置されるもので住居として使用するものであること、経済産業省の太陽光発電導入支援対策補助金の交付を受けるシステムであること、県から交付される補助金の交付決定日以降に着手し、または引き渡しを受けるものであること。太陽光発電システムの導入にあわせ、他の省エネ設備が複合的に導入されているものであること。

補助金額は、太陽光発電モジュールの公称、最大出力 1 キロワット当たり 3 万 5,000 円で、上限を 12 万 5,000 円といたします。事業の開始日、申請日については、県の補助金の交付決定日にもよりますが、申請の受け付けは本年の 12 月 1 日からと考えております。

次の 48 ページをお願いいたします。

2 項 1 目清掃総務費で 1,802 万円の減額補正を行うものです。これは宮城東部衛生処理組合負担金で、特別負担金の普通交付税に算入された額の決定に伴い減額するものでございます。

#### ○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

4 款 3 項 1 目上水道施設費で 8,256 万 8,000 円の追加補正をお願いするものでございます。こちらは多賀城市水道事業に対する水道高料金対策の補助金でございまして、昨年度に引き続き交付対象となったものでございます。

#### ● 6 款 農林水産業費



○伊藤農政課長

次のページ、52 ページ、53 ページをお開き願います。

6 款 1 項 3 目農業振興費で 20 万円の補正増をお願いするものでございます。

理由といたしまして、本年 4 月 10 日に制定された経済危機対策のメニューに「農業を担う経営体の育成」というものがございます。これは、農業経営者の高齢化や後継者不足により、農業全体の活気が失われ、農業生産高も減少しているという現状を踏まえたものでございます。

本市におきまして、これは例外ではなく、農業経営を活性化し、その生産性を高め、地域農業の振興を促進していくことが喫緊の課題ではないかと考えております。この課題解決の一環として、このたび補正予算に地域農業先進地視察に係る経費を計上させていただいたものでございます。

視察先は千葉県香取市農事法人和郷園でございます。若手農業者や農業関係団体に広く声がけし、参加者を募って先進地視察研修を行おうというものでございます。これにより、みずから経営改善に取り組むといった意欲、意識を持ち合わせた農業者が育成されることをもくろんでおります。先進地視察研修終了時には、本研修に参加した農業者を中心に、地域農業の活性化に向けた語り合い、話し合いの場を設けるなど、農業の将来を担う農業者、経営体の育成に向けた支援策を推進していく予定でございます。

なお、国の経済危機対策に基づく地方財源措置に関しては、東北農政局や宮城県の関係部署に確認したところ、国から財政支援があるかどうかは現時点では不明とのことでありましたが、今後、財政措置がなされた場合には、財源繰りかえの補正予算をお願いするものでございます。

● 8 款 土木費

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

54 ページ、55 ページでございます。

8 款 1 項 1 目土木総務費で 235 万 3,000 円の増額でございます。

説明欄記載 1 の土木管理職員人件費につきましては、財源の組み替えでございます。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

説明欄記載 2 の土地開発基金繰出金でございますが、こちらの増額補正につきましては、先ほど来御説明を申し上げましたとおり、基金運用の利率が当初の見込みより上昇したことによる積立利子の増額でございます。

○鈴木道路公園課長

次のページをお願いいたします。

2 項 3 目道路新設改良費 15 節の工事請負費で 2,000 万円の増額補正でございます。

説明欄 1、新田高崎線道路改築事業につきましては、地方負担分の 95%に地方道路等整備事業債が充当されることになったことによる財源の組み替えでございます。

説明欄 2、単独事業費 2,000 万円でございますが、これは青木沢団地 6、7 号線、通称マンモス坂の改良工事でございます。

工事概要を御説明申し上げます。恐れ入りますが、説明資料 2 の 18 ページをお開き願います。

ことし 2 月に青木沢団地 6 号線で多賀城小学校の児童 2 名が事故に遭われたことにより、改善案につきまして種々検討をしております。このたび、警察、学校及び隣接地区等の協議が調ったことにより、当該改良工事を計画いたしました。

さて、工事概要でございますが、施工延長が 186 メートル、定置式凍結防止剤散布装置 2 台、舗装工事 1,300 平方メートル、グルーピング工 1 式でございます。

定置式凍結防止剤散布装置の詳細につきまして御説明申し上げます。

設置箇所は、図面左側の黒く四角で表示をしている 2 カ所でございます。機械の大きさですが、縦 1,200、横 1,650、幅 500 でございます。凍結防止剤容量は 1 台当たり 500 リットルとなっております。本体には凍結センサーと湿潤センサーが設置されていることから、自動で散布することが可能となっております。また、1 時間当たりの散布量も調整することができ、標準的な散布量の場合、1 日当たり 100 リットルになり、約 5 日間の連続散布が可能となっております。散布剤の吹き出し口ですが、図面左側の黒丸印の噴射ノズルと記載されている 2 カ所と、図面中央部の噴射ノズルと記載されている 2 カ所、計 4 カ所から吹き出す計画となっております。

散布機械からノズルまでは、直径 15 ミリのホースで路面及び側溝内に配管をいたします。当散布機は各種の融雪液剤を散布することが可能ですが、現在は、本市で融雪時に散布しております尿素系の液剤を使用する予定でございます。仮に、1 シーズン 10 日間の稼働を予定した場合の融雪剤を含めました維持管理費でございますが、約 18 万円となります。

次に、舗装工について御説明いたします。

現在の舗装は排水性舗装となっていることから、融雪剤が路面を流れず浸透するため、現在の舗装を 5 センチ切削をし、5 センチのオーバーレイを行います。

次に、グルーピング工について御説明いたします。

散布した凍結防止剤の流れを誘導するため、路面に溝を施工します。溝の深さですが、幅と溝の深さにつきましては、6 ミリから 12 ミリでございます。

次に、歩行者の動線について御説明いたします。

警察との協議により、図面左上に新たに横断歩道を設置することになりました。この横断歩道が設置されたことにより、矢印のような歩行者の動線が可能となります。また、多賀城小学校との協議により、降雪時には、現地において図面上段のガードレール設置側の歩道を通行していただくよう、児童に対し指導していくように協議が調っております。

以上が主な工事概要でございますが、本件につきましては、当初、説明会で御説明をさせていただき予定でしたが、説明会の案件が多いことから、今回の補正での説明をさせていただきことにつきまして御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

次のページ、58 ページをお願いします。

8 款 4 項 1 目都市計画総務費で 1,544 万 4,000 円の増額補正を行うものでございます。

まず、説明欄1の狭あい道路拡幅整備事業に要する経費で 890万 1,000円の増額補正は、本年度より5カ年限定で国の補助制度が創設されたことから、当該事業の進捗を図るべく補助要望を行ってありましたところ、内示を受けましたので、増額補正を行うものでございます。主なものは、委託料で 450万、17節公有財産購入費で 312万 5,000円でございます。

○鈴木道路公園課長

説明欄2、志引団地13号線外2線道路改良事業費（まちづくり交付金）でございます。

15節工事請負費で 654万 3,000円でございます。これは平成20年度の繰越工事で、事業名が志引団地13号線外2線道路改良事業費、まちづくり交付金事業でございますが、平成21年1月に発注をし、工期は平成21年1月23日から平成21年10月30日でしたが、志引団地1号線道路改良工事の請負業者が、平成21年5月26日に仙台地方裁判所に破産申し立てをいたしました。それに伴い、平成21年5月28日に契約解除を行ったことにより、保証会社より、建設事業不履行違約金 231万円と支払い済みであった前払い金 693万円から工事出来高を差し引いた建設事業不履行前払保証金 654万 3,000円が支払われることになりました。今回の補正は、この前払い金の 654万 3,000円を補正するものでございます。工事内容につきましては、舗装工事でございます。

2目街路事業費、補正の増減はございません。説明欄2、都市計画道路高崎大代線道路改築事業費（地域活力基盤創造交付金） 3,829万円を交付金事業説明欄1の通常補助に組み替えを行うものでございます。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

次のページ、60ページをお開き願います。

5目下水道事業特別会計繰出金で 2,799万 4,000円の減額補正を行うものでございます。

これは主に汚水事業に係る消費税及び地方消費税の還元によるものでございますが、詳細は下水道特別会計の補正において御説明申し上げます。

● 9款 消防費

○伊藤交通防災課長

次の62ページをお開き願います。

9款1項2目消防施設費の19節負担金、補助及び交付金におきまして64万円の不足額が生じたことから、増額補正をいたすものでございます。

これは、説明欄1、消防水利維持費に係るものでありますが、その内容は、塩竈市水道給水区域内にあります下馬三丁目地内におきまして、配水管の老朽化による布設がえ工事を実施することに伴い、同工事施行区内に設置されております消火栓2基の改良工事を要することになりまして、塩竈市に負担するものでございます。

● 10款 教育費

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

10 款 1 項 3 目教育施設及び文化施設管理基金費でございますが、57 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

こちらにつきましても、基金運用の利率が当初の見込みよりも上昇したことによる積立利子の増額でございます。

○永沢生涯学習課長

次のページをお開き願います。

4 項 1 目社会教育総務費で 31 万 2,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

右のページの説明欄をごらん願います。

これは、社会教育総務費に要する経費のうち、社会教育委員の報酬について増額を行うものでございます。当初、社会教育委員会議の開催を 3 回で予算措置をしておりましたが、社会教育施設等運営改革指針の策定を受け、今後、地区公民館の地域拠点化の取り組みに関する振興管理、あるいは、市民会館など他の施設に関する運営改革についての御審議をいただくため、会議の開催を 4 回ふやしまして 7 回とするものでございます。

2 目社会教育振興費で 154 万 9,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

右のページの説明欄をごらんいただきます。

まず、1 の学校支援地域本部事業費で 53 万 8,000 円の増額補正でございます。

学校支援地域本部事業につきましては、本年第 1 回定例会において深谷議員から一般質問をいただきまして、その折に制度の紹介をいただきましたが、この事業は、地域の教育力向上を図ることを目的に、文部科学省によって平成 20 年度から開始された事業でございます。平成 17 年からコラボスクール事業というのをやっておりましたけれども、これの改訂版というような意味合いの強い事業でございます。

児童・生徒の健全育成に、学校、家庭、地域の連携が極めて重要であるとの認識から、文部科学省、県教育庁が実施を強く推奨している中、コラボスクールの実績がある東小学校区、東豊中学校区での導入について準備をしてみましたところ、学校及び地域の方々から実施についておおむねの理解を得ましたことから、今般、補正予算に計上したものでございます。

今年度は、学校を支援するための地域組織であります「学校支援地域本部」の設立、学校と地域の話し合いの場である「地域協議会」の設置、学校と地域の橋渡しをする地域コーディネーターの選任、関係者に対する研修等の実施を予定してございます。

次に、2 の生涯学習活動費補助金交付事業費で 87 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

この事業につきましては、個人や団体の生涯学習活動を支援するため、県や市を代表して全国大会に出場する場合や、青少年の交流事業の開催、市民向けの大会等の開催に際し補助金を交付するものでございます。当初、281 万 3,000 円を計上しておりましたが、全国大会の出場やねりんピック出場等による交付件数が増加していることに伴い、不足が見込まれますことから、今回増額補正をお願いするものでございます。

なお、最終的には、交付件数 76 件、368 万 8,000 円の交付を見込んでございます。

次に、3 の家庭教育事業費で 13 万 6,000 円の増額補正を行うものでございます。

この事業は、毎年制度改正が行われておりまして、昨年度は家庭教育協議会に対しての補助金を交付する制度になっておりました。協議会を設置しての事業を実施してまいりましたが、昨年度の予算編成時点で、県から制度の変更がある旨の通知を受けており、当初予算には計上できておりませんでした。新年度になりまして県から新制度の通知がありましたことから、今回、増額補正をさせていただくものでございます。

事業内容は、市内の各小中学校における就学時健診や未就園児教室などの機会に合わせて、家庭教育に関します講座や講演会を行うものでございます。

次に、3目公民館費で306万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

山王地区公民館の体育館につきまして、来年4月からの利用開始に向け鋭意工事を行っておるところでございますが、新体育館の備品として、新たにパイプいす、演台、ステージ昇降階段、スポーツ用具等を購入し、供用開始に万全を期すものでございます。

恐れ入りますが、21ページをお開き願います。

第2表繰越明許費でございますが、10款4項社会教育費、文化センタートイレ改修事業960万円について繰り越しをお願いするものでございます。

この事業につきましては、7月29日の臨時議会において補正予算のお認めをいただいたものでございますが、この間、主として大ホールの利用調整等を行ってまいりましたが、年度内竣工が困難であるということから、繰り越しをお願いするものでございます。

なお、来年5月末の完了を予定してございます。

66ページにお戻りをいただきます。

#### ○高倉文化財課長

次に、5目史跡保存費は、多賀城跡史跡用地買収に要する経費に1億円を増額補正するものでございます。

特別史跡の用地買収につきましては、これまで事業費として2億5,000万円の予算をいただき土地の公有化と家屋等の移転補償を行ってきておりますが、さらに公有化の促進を図り、特別史跡の適正な保存と活用を推進するため、17節公有財産購入費に土地購入費として9,691万1,000円、事務費として12節役務費に175万9,000円、13節委託料に133万円を計上するものであります。

次に、9目埋蔵文化財調査センター費は、埋蔵文化財緊急調査（補助）に要する経費に300万円を増額補正するものでございます。

その主なものは、次のページをごらんください。

7節賃金に発掘調査員賃金として240万8,000円、14節使用料及び賃借料に38万1,000円などを計上しております。これは、宅地造成等の開発行為の件数が増加し、これに係る発掘調査の増加が見込まれることから、増額するものでございます。

#### ○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、同じ10款4項の10目でございますが、こちらは生涯学習推進基金費33万1,000円の増額補正のお願いでございます。

こちらにつきましても、基金運用の利率が見込みよりも上昇したことによる積立利子の増額でございます。

以上をもちまして歳出の説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

ここでお昼の休憩といたします。

再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 57 分 休憩

---

午後 0 時 58 分 開議

○中村委員長

再開いたします。

午前中に引き続き、一般会計の歳入の説明を行います。

● 歳入説明

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、歳入の説明を申し上げます。

資料 1 の 26 ページをお願いいたします。

● 9 款 地方特例交付金

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、9 款 1 項 1 目地方特例交付金で 688 万 9,000 円の増額補正でございますが、宮城県から今年度の交付額の決定通知がございましたので、当初予算との差額を増額させていただくものでございます。

まず、右側の説明欄 1 の地方特例交付金（児童手当拡充分）でございますが、こちらは、児童手当における制度拡充に伴う地方負担の増加について措置されているものでございます。

次に、2 の地方特例交付金（個人住民税における住宅借入金特別控除減収補てん分）でございますが、こちらは、平成 20 年度に創設された、いわゆる住宅ローン控除につきまして、所得税から個人住民税への税源移譲に伴いまして、所得税で控除し切れない税額控除分を、住民税から控除する際に、自治体側に生ずることとなる減収の補てん分として措置されるものでございます。こちらは平成 11 年度から 18 年度までの住宅借入金等の特別税額控除適用者に係るものでございます。

続きまして、3 のこちらは自動車取得税減収補てん分でございます。こちらは平成 21 年度、つまり、今年度に創設されました、いわゆるエコカー減税に伴う、自動車取得税の減税に伴う交付金の減収の補てん分として措置されるものでございます。

続きまして、次に、2項1目の特別交付金でございます。127万6,000円の増額補正でございますが、こちらの方も、宮城県から平成21年度交付額の通知がございましたので、当初予算との差額を増額させていただくものでございます。

なお、この特別交付金は、平成18年度分をもって廃止となった減税補てん特例交付金というものがございましたが、これにかわる経過措置として交付されるもので、3年間の時限措置、つまり、19年度、20年度、21年度の3年間で、ことしその最終の交付年度となっております。

#### ● 10款 地方交付税

##### ○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、10款1項1目地方交付税で3億3,288万8,000円の増額補正でございます。

こちらの方も、宮城県から平成21年度交付額の通知がございましたので、当初予算との差額を増額するものでございます。

その増額となった主な要因でございますが、これはいずれも当初予算編成時点での交付税額の推計の時点では見込めなかったものでございまして、主な項目として挙げさせていただければ、4点ほどございます。

そもそも交付税の仕組みでございますが、ごく簡潔に申し上げますれば、収入額と支出額、この支出額はいわゆる基準財政需要額というものでございますが、その収入額と需要額との差が交付税として算定されるものでございまして、例えば、収入額に減少がある、それから需要額に増加があるというふうな事情がございましたらば、その分だけ交付税額が増加するというものを前提に入れていただきたいと思います。

今回の増額になった主な要因のうち、当初で見込めなかったその要因でございますが、まず、収入部門での減少なんです、各市税の伸び率が、経済状況の悪化によりまして、当初の落ち込み幅をさらに上回ったことによる減収で、約2億4,000万円ほどでございます。

需要額の部分では、これは増加という部分でございます。こちらは3点ございまして、一つには、生活保護費の増加需要が見込みより大きく、こちらは約6,000万円ほど。二つ目には、後期高齢者の保険料軽減が今年度も継続となるということが決定されたことによりまして、公費負担としての増加需要により約3,000万円ほどでございます。そして、三つ目には、需要額の増加ということで、「頑張る地方応援プログラム」の割り増し算入で約7,000万円の需要額の増加があったものでございます。

これらの要因によりまして、当初見込めなかった金額として3億3,288万8,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

#### ● 14款 国庫支出金

##### ○小川こども福祉課長

次に、14款1項1目民生費国庫負担金1節児童福祉費負担金で265万2,000円の増額補正でございます。

これは、児童扶養手当負担金において、当初、支給対象児童を延べ9,692人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく支給対象児童が1万75人の見込みとなることから、計上済額との差265万2,000円を増額するものでございます。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目民生費国庫補助金で 2,062 万 5,000 円の増額補正でございます。

まず、1 節の生活保護費補助金 110 万円ですが、これはセーフティネット支援対策等事業費補助金で、先ほど歳出の方で御説明申し上げた、住宅手当支給に係るものとして 10 分の 10 の補助率になっております。

○小川こども福祉課長

次に、2 節児童福祉費補助金、説明欄 1 の次世代育成支援対策施設整備交付金で 5,642 万 5,000 円を減額するものでございます。

これは歳出で御説明申し上げましたように、浮島保育所の建てかえ事業に対する助成が、国の当該交付金から宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金になったことによる減額でございます。

次に、4 節の子育て応援特別手当交付金で 7,200 万円の追加補正でございます。

これは歳出で御説明申し上げましたが、子育て応援特別手当の支給対象児童 1 人当たり 3 万 6,000 円に支給対象見込み児童数 2,000 人分を乗じた額でございます。

次に、5 節の子育て応援特別手当事務取扱交付金で 395 万円の追加補正でございます。

これは子育て応援特別手当支給事務に要する経費に対する国の交付金で、基本額 75 万円と、支給対象児童 1 人当たり 1,600 円に支給対象見込み児童数 2,000 人分を乗じた額でございます。

○鈴木道路公園課長

2 目土木費国庫補助金 1 節都市計画費補助金で 200 万円の減額補正でございます。

説明欄 2、地域活力基盤創造交付金 1 都市計画道路高崎大代線 2,200 万円を、説明欄 1、街路事業費補助金 2,000 万円に組み替えるものでございます。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

次のページをお願いします。

2 節狭あい道路整備等促進事業費補助金で 1,114 万円の増額でございます。

これは歳出で御説明しましたとおり、国の補助制度が創設されたことから、補助要望を行ってありましたところ、内示を受けましたので、増額補正を行うものでございます。説明欄に記載のとおり、補助率は 2 分の 1 でございます。

○高倉文化財課長

次に、3 目教育費国庫補助金は、4 節社会教育費補助金で 8,150 万円を増額補正するものでございます。

説明欄 1 の史跡等購入費補助金は、特別史跡多賀城跡附寺跡の公有化を促進するため、事業費として 1 億円を追加するという点については、歳出でも御説明をいたしました、その 8 割が国から補助されるため、8,000 万円を補助金として計上するものであります。



次に、2の国宝重要文化財等保存整備費補助金は、市内遺跡発掘調査の増加が見込まれることから、事業費300万円を追加するものでございまして、その事業費の5割が補助されることから、150万円を計上するものでございます。

○紺野健康課長

4目2節疾病予防対策事業費等補助金でございますが、2,042万5,000円の増額補正でございます。

これは歳出で御説明申し上げました、女性特有のがん検診に要する経費の補助金で、補助率は100%でございます。

● 15款 県支出金

○小川こども福祉課長

次に、15款2項2目民生費県補助金5節児童福祉費補助金、説明欄1の宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金で1億1,400万円の追加補正でございます。これは歳出で御説明申し上げました浮島保育所の建てかえ事業が、国の安心子供基金の創設を受けて宮城県が設置した宮城県子育て支援対策臨時特例基金を財源とした当該事業費補助金の対象になったことにより、補助基本額1億7,100万円に対する補助率3分の2の額1億1,400万円を補正するものでございます。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次の32ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金3節地域環境保全特別基金事業補助金で625万円を増額補正するものでございます。

これは歳出で説明申し上げました太陽光発電導入補助金の財源となるものでございます。

○永沢生涯学習課長

6目1節社会教育費補助金で6万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

家庭教育支援基盤形成事業費補助金につきましては、歳出で申し上げました、家庭教育事業に係る家庭教育関連講座等の開催に要する経費に対する補助でございます。なお、補助率につきましては3分の2でございます。

次に、3項2目1節社会教育費委託金で53万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

こちらも歳出で申し上げましたとおり、学校支援地域本部事業の指定を受けての委託金でございますが、歳出予算で計上した額全額が委託金として交付されるものでございます。

● 16款 財産収入

○小野市長公室長補佐(財政経営担当)

次に、16款1項2目利子及び配当金でございますが、612万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

こちらは歳出で御説明申し上げましたとおり、説明欄に記載しております1の財政調整基金利子から、次のページをお願いいたします、7番の土地開発基金利子まで、それぞれの各基金において積立利子が増額となったことによるものでございます。

○本郷会計管理者

次に、2項2目1節物品売払収入で62万9,000円の追加でございます。

これは交通防災課所管でございます第5分団の消防ポンプ自動車を更新したことにより廃棄となった車両を、63万円で富谷町に売り払いをしたものでございます。

● 18款 繰入金

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、18款1項1目財政調整基金繰入金でございますが、4億4,231万4,000円の減額補正でございます。

こちらは、各歳入歳出予算の補正に伴いまして、財政調整基金からの繰り入れを減額するという中身でございます。

これによりまして、補正後における財政調整基金の残高は9億1,554万7,000円となるものでございます。

次に、2項3目介護保険特別会計繰入金で2,000円の増額補正でございますが、こちらは、介護保険特別会計におきまして、平成20年度の精算返還金が生じたことに伴うものでございます。

● 19款 繰越金

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

次の19款1項1目繰越金でございますが、さきの決算で御審議いただきましたとおり、平成20年度の決算剰余金が2億7,114万7,000円となったことによりまして、法令の規定に基づき、財政調整基金への積立金として、こちらの決算剰余金の2分の1以上の額となる1億3,600万円を積み立てし、残りの1億3,514万7,000円が繰越金となりましたので、計上済額の2,000万円との差額1億1,514万7,000円を補正させていただくものでございます。

● 20款 諸収入

○鈴木道路公園課長

20款5項3目雑入7節雑入で885万3,000円の増額補正でございます。

説明欄1、建設事業不履行違約金231万円、次のページをお願いいたします、説明欄2、建設事業不履行前払保証金654万3,000円でございます。

これは歳出で御説明いたしました志引団地1号線道路改良工事の請負者が破産したことによる違約金と前払い金でございます。

● 21款 市債

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

21 款 1 項 1 目民生債で 1,110 万円の減額補正をお願いするものでございます。

こちらは歳出でも御説明申し上げさせていただきましたが、浮島保育所の建てかえ補助事業に対しまして、新たに創設されました宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金が増額補正されたことによりまして、起債対象事業費が減になったことによる減額をお願いするものでございます。

2 目土木債でございますが、6,070 万円の増額補正をお願いするものでございます。

まず、1 節の都市計画債 1,800 万円につきましては、こちらも歳出の方で御説明申し上げさせていただきましたが、説明欄に記載の、1 の街路事業債の 1 都市計画道路高崎大代線整備事業に通常補助事業費の内示があったことによりまして、補助対象事業費が 4,000 万円、そして、国庫補助率が 2 分の 1 でございますが、残りの市の負担分の 2,000 万円に対する起債充当といたしまして、充当率 90%の額 1,800 万円を追加させていただくという内容でございます。

次に、3 節の道路橋りょう債でございますが、こちらは新田高崎線道路改築事業費につきまして、実は、地域活力基盤創造交付金の補助金、55%が交付金に当たるんですが、残りの 45%の負担分につきまして、地方道路等整備事業債、こちらは充当率 95%となりまして、4,270 万円を発行できる見込みとなりましたので、追加補正をお願いするものでございます。

4 目臨時財政対策債でございますが、こちらは 100 万円の減額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、地方交付税と同時に、今年度の借入可能額が県から通知ございましたので、当初予算との差額を補正させていただくという内容でございます。

次の 6 目衛生債でございますが、1,930 万円の追加補正でございます。

こちらは歳出で御説明いたしました、水道高料金対策補助金の財源として宮城県から借り入れるものでございます。

次に、ただいま御説明申し上げました市債、いわゆる地方債の補正の全体について説明を加えさせていただきたいと存じますので、お手数でございますが、22 ページをお開きいただきたいと存じます。

第 3 表地方債補正でございますが、ただいま御説明申し上げましたように、各地方債の補正をお願いいたしまして、合計では 6,790 万円増額の 12 億 9,020 万円とさせていただきます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様となっております。

また、今回の地方債等の補正に伴うプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは 5 億 607 万円の黒字です。元利ベースでは 9 億 428 万 6,000 円の黒字化が図られております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、さきの決算特別委員会に倣い、多くの委員さんから発言をいただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は 1

回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、質疑事項に対して的確に答弁していただくとともに、内容に誤りがあった場合は、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

- 歳入質疑

○中村委員長

それでは、初めに、歳入の質疑を行います。

○藤原委員

31ページの社会教育費補助金なんですが、これまではずっと約2億5,000万円の5分の4ということで2億円来ていたんですが、それが3億5,000万円の5分の4になったというその事情について説明してください。

それから、今後はどうなるのかということもあわせてお願いします。

○高倉文化財課長

御承知のように、これまで史跡の買い上げ事業につきましては、単年度事業として2億5,000万円を原資として進めてきておったわけでございますが、ここ数年、地元からの買い取り請求並びに史跡の保存活用の、第2次保存管理計画で言うと、A1整備活用地区の積極的な買取というふうなことも事業の中心に据えて行ってきておりまして、事業費につきましては、全体的な要望としては非常に多くなってきているという状況がありました。今般、文化庁の方から、新たに予算の枠が生じたということもございまして、財政的な方面といろいろ相談して、そういう枠が生じるというふうなこともこれまで余りなかったものですから、この際、文化庁に要望したところ、内定を受けたということもございまして、近年にない1億円の追加という形で今回補正に上げることになったということでございます。

このような状況につきましては、来年度以降、同じような状況が発生するかどうかというようなことについては、現在のところ、先行きについては余り明確になっておりませんので、このような状況が生じた時々に対応していきたいというふうに考えております。

○根本委員

ただいまの史跡等の購入費補助金であります。歳出の方とも関連しますけれども、歳出では1億円ということで、国からの補助金の枠8,000万ができたということで、それを積極的に活用したと。県からの補助金は当初予算で800万になっていますから、県からは来ないということがございますね。そうすると、2,000万を単独で出して積極的に公有化を目指す、こういう考え方でよろしいんですか。

○高倉文化財課長

おっしゃるとおりでございます。

○根本委員

公有化をこのように補助金を活用して進めるということは、本市の歴まち法の、これから2年間で維持向上計画をつくるという意味では、非常に大切な視点ではないかと思うんです。

ね。その歴まち法に基づく向上計画をつくるに当たって、その一番の柱となるのが南門の復元と南北大路の整備と、このように私は考えております。

ところが、おとといの質疑の中で、市長さんからちょっと誤解を与えるような答弁がございました。市長さんが、市議時代のお話を通して、市議会議員の時代はいろんな意見がありますから、私は反対のようなお話をされた後に、最後に、その計画の中で検討していくということで否定はしていなかったんですね。ただ、全体的にそういう誤解を招くこともあるということもありますから、ここで、改めて市長の見解を伺いたいと思います。

#### ○菊地市長

今、御指摘のとおり、ちょっと誤解を与えるような発言をしたことは確かだというふうに思います。今、御指摘いただいたように、歴史まちづくり法、いわゆる歴史的風致維持向上計画ですね、の計画を2年間かけてつくるということに着手しているわけでございまして、その中心になるのが南門の復元ではないかなと私自身も思っております。

市議会時代の話は、約20年ちょっと前ぐらいですか、のことだったものですから、あそこにポンと、例えば政庁とかそういうものができたらどうなのかというふうなことを浮かべたときに、今のままの方がいいのかなという思いもあの当時はあったわけでございまして、ただ、それ以降、伊藤元市長さんが夢に描いたような形で、南門の復元の図面から何から全部できているということもこれはありでございまして、歴史的風致維持向上計画の中で、基本に南門を据えながら、多賀城の今後の史跡を生かしたまちづくりはどのような展開をするかということ、しっかりと計画をつくっていくべきではないかなというふうに思っております。

#### ○根本委員

今の市長の答弁をお聞きしますと、市の今までの計画、既定路線に変更はないということで安心、ホッといたしました。

#### ○吉田委員

今の根本委員に関連する発言になるわけですが、改めて確認をしておきますが、これまでも話があったとおり、史跡のまち基金を創設した目的については、当時の創設以来今日まで、その目的は変わっていないわけです。当然、創設された段階においては、伊藤市長の話が出ておりますけれども、そのとおり、南門の復元ということの一つの大きな柱に据えて基金の創設を図られてきたということで、改めて確認であります。その趣旨にのっとった史跡のまち基金であることが今日にも及んでいるということについて変わらないものと承知しておりますが、そのように認識しておられるかどうかについて、改めて所見を伺います。

#### ○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

史跡のまち基金費につきましては、設立当初よりその設置の趣旨、目的は変わってございません。その基金の目的として活用できますものは、多賀城跡の特別史跡南門の復元整備事業費、それから、その史跡のまちを生かすという観点から、観光サイン、そちらの整備費。そして、多賀城市の史都指針であります多賀城駅土地区画整理事業。何でもいいわけではございませんので、こちらは補助がついた場合の補助裏債ということで、補助裏の地方負担分にそちらの方が活用できるというふうなことになってございます。

#### ○竹谷委員

ちょっと教えていただきたいんですが、31ページの説明欄の1番の項なんですが、幼稚園の建てかえの関係で、国ではなく県から子育て支援対策臨時特例基金ということで、初めて見たんですけども、この性格はどういう性格なのか。そして、この基金は単年度主義なのか、それとも年度限定の制度なのか、その辺について詳しく教えていただきたいと思えます。

○小川こども福祉課長

この基金は、国の、平成20年度のたしか第2次補正だと思いますけれども、安心子ども基金というのが創設されております。全国で1,000億円でございます。宮城県に配分になっているのが約22億6,000万くらいですか、これは平成21年の1月以降、22年度末までの、3カ年事業として活用できる基金でございます。この基金の中にはいろんなメニューがございまして、今回、それを受けて、宮城県が、条例でもってその受け皿としてつくった基金がございまして、それを原資としてこの補助金交付要綱が制定されて、この対象になったということでございます。

○竹谷委員

そうしますと、第2次補正の関係で22億6,000万が宮城県に配分されたと。それを原資として特例基金ということで交付をしていくと。この基金は、結果的に、子育てでしようから、3年間の限定でしようけれども、保育所等を含めて、広範囲に使用することが可能だというふうに読み取っておいてよろしいんでしょうか。

○小川こども福祉課長

先ほどちょっと言い忘れましたが、実は、ことしの国の補正の中でもさらに積み増しが予定されていまして、もうちょっとあるんですけども、ただ、使える年度は平成22年度まででございます。

先ほど、保育所ばかりではなくて、認定子ども園を運営する学校法人とか、あとは、いろんなソフトメニューがあったりとか、実は、メニューが20何項目ぐらいありまして、それらの部分が、その基金を活用できるという形で運用されることになっております。

○竹谷委員

なぜこれをお聞きしたかというのと、今、待機児童が話題になっておりますよね。多賀城市においても、9月現在でデータをとっているかどうかわかりませんが、一番新しいデータでも、少なくとも五、六十人の待機児童がいるのではないかというふうに見ているんですけども、それはいかがでしょうか。

○小川こども福祉課長

委員さんがおっしゃるように、一般質問でも待機児童の関係で出るんですけども、確かに、保護者が希望する保育所に入れないうちの子供たちというのは100名ちょっとばかりいますけれども、これは何とか解決しなければならない課題なものですから、これらの基金を活用して事業所なり何なりの関係でうまく進出してくれればいいのかというふうな感じで考えております。

○竹谷委員

余り突っ込んだ質問は差し控えたいと思いますが、3年間、22年という限定ですので、やはりこれは政策的にも大いに活用して、場合によっては、今みたいな公立保育所でもいいんじゃないかと思うんですよ。当面の子育てというものを考えれば、そういうものをこう

いう基金なりを活用してまずつくっていく。そのことによって、市民が子育てに自信を持ってやっていけると、生活にもゆとりを持っていけるような体制をつくっていくのであれば、私は積極的に活用すべきだろうというふうに思います。一般質問で出ているということですので、一般質問の中で、その辺も含めて、市の大胆な子供育成に関する回答をお願いしておきたいと思います。これは答弁は要りません。

○小川こども福祉課長

申しわけありませんでした、ちょっと説明足らずで。

先ほど竹谷委員さんの方から公立保育所でも何とかという話がありましたけれども、この安心子ども基金については、保育所整備に関しては、社会福祉法人と、先ほど言った認定こども園を経営する学校法人、それから日本赤十字社の限定なものですから、民間保育所の誘致というような形の、えさと言えはちょっと言葉は悪いんですけども、その辺に考えております。

○竹谷委員

実は、私の方に、無認可保育所にもうちょっと手厚いことをしていただけないかと、そして、もっと児童もふやしたいんだというようなことで、具体的に教えてくださいということで、その後、連絡は来ていないんですけども。であれば、こういう基金を使って、多賀城の無認可保育所、許可保育所もあるでしょうから、私立保育所で、そういうところを拡充していく方法でこの基金を活用していくということだと思っていていかなければいけないと思いますので、これだけは私の意見としてお話をしておきたいと思います。回答はいいです。

35ページ、今回の補正で13億を取り崩して当初予算を編成したと。そして、もろもろやってきた結果、4億4,200万を財調に戻すという措置をとられたようです。今回のこの補正予算を編成するに当たって、第3回の補正予算、1次補正に伴う補正予算がありましたね、7月にね。そのときに、私が資料でいただいたときに、公的なもので、即、取り扱っていかねばいけなような事項が、あんたたちがやったのが43項目あって、18項目を決めた。残りがあるわけですよ。それで、公的施設の、いわば地震対策、これも一般質問で一部出ておりますけれども、それらも含めて、4億4,000万そっくり財調に積むのではなく、こういうものにある程度配分して、公共施設の安心・安全対策というものに寄与すべきだったのではないかと、少なくとも。私はそう思うんですけども、その辺の検討はされたんですか。

○伊藤市長公室長

これも一般質問とちょっと絡むので余り細かくは申しませんけれども、前段でも、7月の臨時議会の際にもお話しさせていただきましたけれども、各施設の整備に当たっては、施設整備計画を立てながら、計画的にその辺の対応をしまいたいというふうに考えてございます。

○竹谷委員

それはわかるんですけども、これだけ問題があるというふうに上がっているわけですから、緊急性を考えてやっていくべきだと私は思うんですよ。計画、計画とおっしゃいますけれども。多分、これにはまだ国の補助金が多少来るんじゃないかと、裏ではそういう気持ちもあってそういう答弁をしておったんじゃないのかなと私は勘ぐっておったんですけども。もし財調に積み戻す等があれば、その3分の1ぐらいはこちらに配分した方がいいんじゃないかということですとずっと見ていたんですよ。そしたら、今回、同じようなことを

やってきた。一般質問がありますのであれなんですけれども、少なくとも、予算編成に当たっては、そういうことを検討してやっていくべきだと思いますよ。何のためにこれが各部から上がっているのかということ。また、これをつくるために各部が真剣になって議論してきている。私は、そういうようなめり張りをつけた方が、職員の職務に対する意欲をわかすためにも大事じゃないかと思っています。もうちょっとその辺はくみして、余ったらこっちにやるんじゃなく、現状、必要なものはこうしようというふうにやるべきだと思うんですけれども、再度、その辺について伺います。

○伊藤市長公室長

7月の臨時議会の際にお渡ししました資料ですけれども、それは、実施計画にもものっかっていては、臨時交付金が来るぞということで各課に照会をした結果、これもあれもということで上がってきたものを一覧表にして、その中から優先度の高いものということで絞り込んだものでございます。そこに上がった40数項目の内容についても、緊急性を吟味した上で、臨時交付金に該当させるものというふうに絞り込んだということでございまして、その一覧表に載ったものは、そんなに急ぐものではないというものもでございます。緊急性の若干あるものもございまして、その辺は、計画的に優先順位をつけながら取り組んでまいりたいと、こういうふうな結論でございました。

○竹谷委員

だからさ、私が言っているのは、余ったから全部財調にボーンと積み込むんじゃなく、その中から、3分の1でも幾らでも使って、こういうものとか、道路整備などをお願いされているところもあるわけですよ。だから、そういうものに市民サービスの一つとして目配りをしていくということが大事ではないかと私は思うんです。私はそう思いますよ。昔もこういう予算を組んだんです。財調をずっと取り崩して、補助金が来たら全部積んでまた財調に戻すと。単年度主義だろうと私は指摘したことがあるんですけれどもね。今回、取り崩したものを返すのはあれですけども、少なくともそのぐらいは。ものを頼めば、お金がないお金がないと市民には言っているんでしょう。そうすると、このぐらいの中から3分の1ぐらい、それはこっちに回してやって市民サービスに使っていかうとかとやっていくことが大事じゃないかと思うんですけれどもね。そういうふうな目配りが補正予算なり予算を組むに当たって必要じゃないかということを行っているんですよ。これは緊急性が余らないからいいんだというんじゃなく、私はそういう気配り目配りが必要ではないかということを行っているんですけれども、それは理解できませんか。

○伊藤市長公室長

おっしゃることはよくわかります。今回の補正にもありましたけれども、例えば、優先順位が高いマンモス坂への対応であるとか、そういうものにはきちっと予算をつけたということでございます。おっしゃることはわかりますので、今後、いろいろその辺も検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○竹谷委員

私はこれ以上言いません。そういう理屈を言っははいけない。それは理屈だよ。私の言っていることを理解できるなら、そういうことは理解できると、今後はそういう方針も含めて検討していきますという答弁でいいんじゃないですか。マンモス坂どうのこうのと、そんなへ理屈を言っちゃいけないと思うんです。質問に対してはもうちょっと真摯に受けしてもらいたい。質問が邪道であれば、いやそれは違いますというふうに論点をやってもいいですけども。理解できるのであれば、理解しながら、今後そういうものを取り入れていくだという謙虚な姿勢が私は必要ではないかと思っておりますけれども、いかがですか。



○伊藤市長公室長

はい、言葉足らずで申しわけございませんでした。そのように理解できますので、いろんな方面で検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○伏谷委員

34 ページの財産売払収入、物品売払収入ということで、先ほど消防車両を売ったということであったんですけども、その査定方法と、富谷に行ったというその経緯について説明をお願いいたします。

○本郷会計管理者

まず、査定方法ですが、これはインターネットオークションにかけようかなというふうに当初は計画をしておりました。インターネットオークションの中では、19年から20年の実績では約40万から55万で取引がされております。ただし、必ずしも、こういう特殊車両車が取引されるかどうかというのは定かではありません。取引された部分に関しての状況では、40万から55万程度で取引をされておったということ参考をいたしまして、本市の車両については、平成4年の年式で相当年数が経過はしておるものの、走行距離が少なかったということで、若干上積みをして63万円程度に決定をしたということでございます。

それから、富谷町ということでしたが、たまたま富谷町の職員から交通防災課の方に車両を見たいというようなお話がございました。なぜそういう車両を見たいかということは、富谷町では、ポンプ車ということではなくて、機械そのものを別な車両に積みかえて持っていくというような車両ぐらいしかなかったということなので、多賀城の方でそういう状態があったということをお聞きをして、富谷町の方でまず車両を見てみたいというようなお話がございまして、それで、見た結果として、これは購入したいなというようなお話がございまして、それであれば、近隣市町村の方に配備することで、地域の防災力を高められるということであれば、それはそちらの方にお譲りしましょうというふうに決定をいたしました。

○伏谷委員

そうしますと、代がえしたときの前の車両というものを売ったということは、過去にはあるんでしょうか。

○本郷会計管理者

過去については、購入した業者さんの方に引き取っていただいて、そちらで処分をしていただいたというのが実態です。

○伏谷委員

過去の件はちょっと私も耳にはしていたんですけども、実際、自分のいた分団なので思ったんですけど、非常にもったいないなということがありました。まだまだ使えるのになともものもありまして、それを次の富谷の方で使うということは、まことに喜ばしいことであるということも思ったんですけども、日々のポンプ車両の点検というものもなんですけれども、月に1回点検をして、ちゃんとメンテナンスをしてという結果がこういうふうになっていると思いますので、今後も、交通防災課の方の指導を徹底していただいて、このような形でもし売っていただけるのであれば、多賀城市にも財産になりますので、今後も継続していただきたいと思います。

○昌浦委員

今の件でちょっと確認しておきたいことがありましてお聞きしたいと思うんですが、まずもって、平成4年の型式ですからかなり古いということ、ただ、走行距離が短かったということなんですけれども。例えば、今後、こういうことが発生したとき、各消防分団のポンプ車にちょっとふぐあいが起きたときのために、予備としてとっておくとかというふうな発想というのは、現時点であるのかどうかということですね。

2点目としましては、確認なんですけれども、要は、ポンプ車として富谷町は使っているのではなくて、いわゆる機械だけを外して使っているということと理解してよろしいのか。2点、お聞かせいただきたいと思います。

○伊藤交通防災課長

まず第1点目の、各分団で車両等が何らかの形で使えなくなった場合の、いわゆる予備としてというようなことで確保したのかどうかというようなことでありますけれども、保管場所であるとか、あるいは維持経費等々の関係で、その辺については検討の余地はなかったというようなことが一つ。

それから、これからの件でございますけれども、こういった形で処分されるのかというようなことの御質問でありますけれども、今回、私の方では、今、会計管理者の方でお話がいったように、ディーラーさんの方にそのまま無償で引き取りというようなことでもって、今回初めてなわけではありますが、できるだけ市の財源確保という観点からも、こういったポンプ車が必要だというようなことであれば、そういった形で処分していきたいと思えますし、さらに、インターネットのオークション等で有効に貢献してまいりたいと、財源確保に対応してまいりたいというふうに思います。

今回のポンプ車につきましては、可搬式、ポンプを持ち運びじゃなくて、車両と一体型で艀装されておりますことから、取り外しのできない、車両と一体型のポンプ車だということでございます。

○昌浦委員

よろしいですか。余計わからなくなりましたんですけれども、まず、車両ごと買って富谷で使っているんですか。

まず、最初の質問なんですけれども、矢祭町は、近隣の町で廃車にしたポンプ車を譲り受けて消防団にポンプ車で使うようにというふうにして、破格で買ったのか、まるっきりただでもらったのかはわからないんですけれども、他の町で廃車になったポンプ車を矢祭町では使っているというのをちょっと耳にしたものですから、それで興味を持って質問しているんですけれども、富谷町ではどういう使われ方をしているのか。いわば、車ごと使っているのか、部品を外して使っているのかと。それが1点。

なぜこの質問をしたかということ、ポンプ車が公用車の車庫に入っていたんですよ。ああこれはいいことだと、1台予備のために入れているのかなと大いなる勘違いをしたんですけれどもね。保管場所がないということなんだけれども、緊急的なこういう車両に関しては、各消防分団が、それこそメンテナンスをきちんとしていて、常に万全な態勢で使われるようにしておられるというのは当然なことだと思うんですが、しかしながら、ふぐあいが起きたときに、予備的なものを。それはどういうことなのか、保管場所の件もあるのでなんですけれども、こういう発想というのを、1台ぐらい予備を持っているというふうな発想をお持ちになった方がいいんじゃないのかなと思って聞いているんですけれども、その点に関してもう一度御回答をいただきたいと思います。

○伊藤交通防災課長

ただいまの御質問で、予備的に1台確保していた方がよろしいのではないかとということでございますけれども、実は、消防ポンプ車は、今回処分したポンプ車もそうでありまして、このたび更新、配備したポンプ車も、石油交付金事業を活用いたしたものでございます。交付金の使用耐用年数では5年という期限になっております。常備の方は、各分団は非常備で使うよりも頻りに日々走行、あるいは火災現場に急行して消防活動で使用しているわけですが、通常で15年という使用年限になっております。一応の目安として15年と。15年になりますと、車両の部品関係の補充がきかないというようなこととあわせまして、艤装された、いわゆるポンプに係る部分の部品も日々性能が更新されまして部品の在庫もないというようなことから、そういった形で予備もとっていただければよろしいところでありますけれども、富谷町さんで活用するというお声かけがあったものですから、今回、処分したと、こういうことでございます。

富谷では、当然、可搬式ではなくて、車両と一体化したものですから、多賀城の分団で使っておった状態で使用すると、こういうようなことで聞いております。

○藤原委員

31ページの史跡等購入費補助金の件ですけれども、先ほどの根本委員に対する市長の発言ですね、事実上の訂正発言だったんですけれども、私はホッとしました。それから、歓迎したいというふうに思います。

ただ、次の日訂正するんだったら、きのうのうちに訂正してほしかったなど。決算の討論は質疑をもとに組み立てるわけですよ、皆さんの答弁をもとに組み立てるわけですよ。そうであれば、何もああいうことを言う必要はなかったわけで、一晩考えた上での発言だったかもしれないけれども、できれば委員会内で、できるだけ早く訂正していただきかったなという感想を持ちました。

それから、今の件でもう1点ですけれども、2億5,000万の事業費の場合に、県費は800万出していますね。本当は1,000万の予定だけれども、何か2割カットで800万ということになっているようなんですが、1億円事業費がふえた場合に、多分、800万に該当する金というのは320万だと思うんですけれども、県に、事業費がふえるので出していたくないだろうかというような相談はしてみたんでしょうか。

○高倉文化財課長

これは常々、県の方には申し出はしております、実を言うと、買い上げの予算については、従来は、8割が国、1割が県、1割が市というような分担になっておったんですね。それが1,000万の頭打ちになり、それから、県の財政再建プログラムというんですか、それに組み込まれて、8割というふうな、だんだん県の補助金が減っているというようなことは、市町村の財政としては非常に厳しいと。文化財というのは、たまたまその市で保存しておりますけれども、要は、国民の財産であり、県民の財産でもあるという立場からすれば、ある一定の財源は県も市とともに負担するのが当然ではないかというふうな観点から、先般、市長を先頭に立てて、宮城県史跡整備市町村協議会で県の方に陳情に行きました。したがって、そういう場面もいろいろとらえて、県の方にはできるだけ再考を願いたいというふうな形で陳情、要望もたびたびしております。

今回のこの予算だけじゃないんですが、後で追加になった予算については、県はこれまで一切県費は負担しないというふうな立場をとってきておりますので、その辺の市町村の実態を、財源的な、あるいは文化財に対する考え方についても、機会あるごとに話をして、

なるだけ通常の状態に戻すように心がけて運動をしているという状態でございます。ですから、残念ながら今回は県の積み上げはございません。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

ここで休憩に入ります。

再開は午後 2 時 10 分でございます。

午後 1 時 57 分 休憩

---

午後 2 時 08 分 開議

○中村委員長

時間が少し早いようですが、皆さんおそろいですので、再開いたします。

● 歳出質疑

○中村委員長

次に、歳出の質疑を行います。

○佐藤委員

45 ページの、生活保護のセーフティネットの経費なんですけど、このお知らせはこういうふうに考えていますでしょうか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

このお知らせをどうするのかということでございますけれども、これにつきましては、まず、ハローワークの方で、労働施策を含めた関係、各制度の概要がわかる統一パンフレット、統一したパンフレット、そういったものを作成する予定だということが一つございます。それから、本市においても同様のパンフレットを準備する予定であります。

あと、窓口においでになっているいろいろ相談などがある場合には、こういった制度もありますよというふうなことは、当然、口頭で御説明を申し上げるということもございます。あと、不動産関係の業者の方々に、制度の周知あるいは協力、そういったものについて、県の方から協力依頼をすると、そういうことで聞いております。

○佐藤委員

多賀城の職業相談室においても、相談員の方とかの情報周知徹底を図りながら、パンフレットなども置いて、ああいう場所に来て救われる人が、いないことが理想なんですけど、そういう場所で困っている人が一人でも多く救われるような、そういうシステムをつくっていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次、47 ページです。女性特有のがん検診のところなんですけど、済みません、乳がんと子宮頸がんの検診費用ということなんですけれども、期間をもう 1 回確認したいんですけども。

○紺野健康課長

お答えいたします。

子宮頸がんにつきましては10月19日から来年の2月27日まで、乳がんにつきましては12月21日から来年の2月27日までを一応予定してございます。

○佐藤委員

子宮がんの方は10月から2月までということで一定のスパンがあるんですが、乳がんの方はちょっと短いような気がするんですけども、どういうわけでこんなに短くなったんですか。

○紺野健康課長

乳がんにつきましては、国からの実施要綱の中で、検診そのものにマンモグラフィーを使いなさいということになっているんですよ。私は詳しくないんですけども、マンモグラフィーというのは、乳房をレントゲンかなんかで撮る機械のようなんですけども、問診、視診、触診、それにプラス、マンモグラフィーを使つての検診ということで要綱で定められております。

したがって、塩釜医師会管内でその機械を持っているのが5機関しかございません。それで、通常の乳がん検診というのは、多賀城市の方は6月、7月あたりで終わっているんですけども、これから始まる場所もございまして、そちらの通常の検診が終わらないと機械があかないということでございまして、その調整等がございまして、最大で急いでも12月の21日からでないと対応できないということでございまして、この期間になっております。

○佐藤委員

受けるのは女性ですので、仕事を持っている人とか、独身の人もいますけれども、家庭を持っている人は、家事の都合とか家庭の都合とかいろいろありまして、この期間では、せっかくの制度なのにきちんと受けられる方が少ないのではないのかなという気がするんです。3月までもう1カ月ぐらい延ばせないんですか。

○紺野健康課長

延ばせないかということでございまして、請求が上がってくるのがどうしても一月、二月おくれるということもあって、年度事業ということも考え合わせて、2月の27日までというふうに一応設定させていただいております。もう少し延ばせば本当はよろしいのかもしれないんですけども、次の22年度の現在やっている乳がん検診とかなどがまた入ってくるような時期に今度はぶつかってくると、これまた検診機関の方では煩雑であるというような話も聞いておりますので、検討する余地があるのかどうか、もう一度確認しないとわかりませんが、今のところは2月27日までということで予定しております。

○佐藤委員

診療代が上がってくるという事務手続きが重なってくるとか、そういうことは理由にならないと思います。ぜひたくさんの方が受けられるような期間をとっていただくことが大事ではないのかなというふうに思いますので、検討をできれば強めていただきたいと思いますんですけども、何か今、部長はやりとりしていただければいいんですけども。

○内海保健福祉部長

これは医療機関との調整が必要なんです。このタイミングになったということも、事務方と医師会を中心とする医療機関との調整の中でこういった日程を決めたということですので、これ以外の選択肢といいますか、それは私はないと思っております。ですから、なるべく周知の方を徹底して、自分の健康の問題ですから、より多くの方にこの機会にしっかりと検診を受けていただくというふうにPRをさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

わかりました。たくさんの方が受けられるように希望しております。

次です。53ページです。農業振興の総務の20万はバス代だということなんですが、これを聞きながらなんだかむなしくなってきたんですけれども、千葉県に学習に行くんですね。多賀城の若手の農業者の人たちが、今、農業にかける思いというか、どんな思いを持ちながらこういう企画を立てたのかなという思いがしたんですが、その辺は、もうちょっと説明をしてください。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

お答えいたします。

今回計上した理由につきましては、先ほど説明したとおりでございまして、農業経営の活性化を図るために、今まで多賀城では都市型農業ということで、施設園芸であるとか、あるいはまたEMぼかし栽培であるとか、いろいろ取り組んでまいりました。それはそれとして今後も当然取り組んでまいります。

けれども、多賀城の農業におきまして、新しい何か取り組みができないかという思いもございまして、若い人たちも当然のことながら、経験深い年配の方であるとか、例えば、農業委員さんであるとか、認定農業者であるとか、そういった方々を募って、とりあえず研修をさせていただいて、その中で何かを模索してみたいと。先ほど申し上げましたとおり、研修終了後におきましては、施設研修をさせていただいて、話し合いながら、何かを見出せないかという思いで計画させていただきました。

○佐藤委員

大規模工業団地の構想が浮かんでくる中、今回の選挙では、FTA だけか、農業のアメリカとの自由化なども問題になりました。そういう中で、多賀城の農業がどういうふうに生きていくのかということではうんと大変な大事な問題だというふうに思うんです。そういう中で、多賀城の今の姿勢を踏まえながら、しっかり勉強してくることは大事だし、見てくることも非常に大事なことだというふうに思うんです。それが形だけで終わらないように、政治に農業のあり方を働きかける、そういうような考え方をしっかり持ちながら農業政策をつくっていくことがうんと大切なことだというふうに思うんですけれども、そういう意味では、行く人たちの心構えなども、しっかり学習を繰り返しながらいいものを持って帰ってくるような、そういう学習であるように期待をするんですが、答えていただけますでしょうかね。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

委員おっしゃるように、ただ施設を見て、よかったなというだけでは、これは何にもならない話でありまして、当然、何かを見出すために行くわけございまして、参加される方におきまして、例えば、バスで行くわけですから、その中で強いそういう思いを皆様方に理解していただきながら、研修に行ってきたいなという思いでございます。

○佐藤委員

では、期待していますので、頑張ってください。

もう一つで終わりです。67ページ、学校支援地域本部事業費、コラボの発展型だというお話でしたけれども、コラボが東小学校、東豊中学校に入れられたときには、期待もされましたけれども、地域とのかかわり、住民の人たちとのかかわりは結構大変なことがありまして、いろいろありました。しかし、今、そのおかげで、町内を動かしながら、子供たちの見守り運動などがずっとつながっているわけですが、また引き続きどういう発展した形でやるんですか。

○永沢生涯学習課長

東小学校のコラボスクールについては、17、18年のモデル事業で県の委託金が入ったんですけども、それ以降は、地域の方々の御寄附だったり、あるいは、バザーでもっての資金を使って、こういう言葉が適切かどうか、細々と運営しているというふうに伺っております。7月に私は実はコラボの総会の方に伺いましてコラボの方々ともお話ししたんですけども、例えば、見守り隊のジャンパーとか、そういうのをそろえる経費もないんだというお話も伺ってまいりました。ですから、今年度は消耗品、備品の購入費は見ておりませんが、学校支援制度そのものについてはそういう経費も補助対象になるものですから、できますならば、来年以降、そういうお手伝いをしてまいりたいと。今おやりになっていることを決して否定するのではなくて、継続していただけるようなスタイルで持っていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

見守り隊も、子供がいる御家庭皆さんが協力できるかという、そうではなくて、あるいは、その家のおじいちゃん、おばあちゃんが協力できるかといえば、そうでもなくて、全く子供さんに関係ないところの御家庭が出て活動していたりということもあって、「あそこのうちはいるのに出ない」とか、そういう話などもお茶飲み話程度には出るんです。そういう中で、うまく地域がまとまってやっているということでは、もっと発展型で、地域参加の強まりが呼びかけられたりすると大変なのではないのかなというふうな思いで聞いたんですけども、そうではないということですか。

○永沢生涯学習課長

新たに実施する事業もあるいは発生するかもしれません。今のお豆腐づくりとか、登下校の見守り以外でも、大分、地域の方々が学校に行っている御指導いただいているというふうに伺っております。そういう意味では、人材を発掘させていただいて、学校の応援に地域の方々が参画するような制度になっておりますので、そういうふうに行っていきたいと思っております。

○佐藤委員

必要なことから無理やり割り振りするような、そういう活動の形は慎まないとだめだと思えます。楽しくやりたい人が参加して、参加したい子供がそれに参加するというような、そういうありようを追求していかないと、ただただひたすら地域の人たちがうんと大変だということになりますので、そういう工夫もしながら、もしジャンパーなどもそろえてあげられれば、それはそれでまた気持ちの高ぶりにも通じていくのかなというふうなことも思います。でも、何で東豊中と東小なんですかね。よその地域は考えなかったの。

○永沢生涯学習課長

いろいろ考えてはいたんですけれども、やっぱりコラボスクールの実績があったというのが非常に大きかったというふうに私は認識をしております。

○佐藤委員

地域はどんな反応でしたか、そういう提案をしたときに。

○永沢生涯学習課長

地域の方々とは、この前、2度ほど話し合いをしております。もろ手を挙げてウエルカムということでは決してありません。ただ、絶対嫌よということでもありません。「そういうことが必要ですね」ということでは意思確認をしているという段階でございます。

○雨森委員

資料の2の18ページ、マンモス坂の凍結時に際しての件でお尋ねいたします。

(通称)マンモス坂と言いますけれども、マンモス坂という名前の由来ですね、聞いてみたいと思いますが、それは別にそれなりに、私も議会に入ったときに役所の課長さんからお聞きしたことがあるんですが、マンモス坂を役所ではどのように考えておられるのか、これが第1点。

これは前段でございますが、私の知る限り、マンモス坂において、車両がどれぐらい凍結時に滑り落ちたか。これは、現に私も体験がございまして、本当にたくさんの車両がそこで壊れたり、大規模でございました。今日、大きな人身事故というものがあって、やっと役所でも腰を上げていただいたというのが、これは現実だと思えます。

数年前でございましたか、水道管理者の方と2人で早朝あのマンモス坂の上に立ちまして、雪の寒い中を車のその何を調べたことがございます。その際にも10台ぐらい車が滑り落ちたと。もう手のつけようがないんですね。そういうこともありまして、議会でもお話し申し上げたら、滑りどめ、「入っちゃいけない」という棒を立ててくれまして、これもいろいろな問題があって今日に至ったわけではありますが、そういうことを思いますと、ちょっと遅かったかなというふうに思いますが、やらないよりやっていただく、非常にありがたいことであります。

長年の念願がかないまして、私も非常にうれしいわけではありますが、ただ、一つ二つお尋ねしたいんですが、2台つけられるということは、1台で100メートル、そうすると、約200メートル近くあるわけですから、2台で100メートル、100メートルを対応していかれるのかという件についてお尋ねいたします。

2台つけるということですね。そうすると、1台で100メートルぐらいの効果があると。180、190メートルぐらいあるわけですから、1台、1台でそれをカバーしていくというふうに理解していいんでしょうか。

○鈴木道路公園課長

まず初めに、マンモス坂の由来もお答えしなければならないんでしょうか。私が聞くところによると、プロレスラーのマンモス鈴木さんという人がおりまして、その方は、鈴考建機という長町にあるリース屋さんに勤めていながらプロレスをやっていたというふうなことでございます。その方がマンモス坂の工事に来て、それが発端となってマンモス坂というふうについたと聞いております。



次でございますが、2台ということでございますが、頂上から、まず2カ所から吹き出しますが、その吹き出したものにつきましては、実際に、委員おっしゃるとおり、坂の中腹まで、次のノズルがある坂の中腹までを担当する吹き出し口ということでございます。その中段から交差点の部分までなんですが、その部分につきましては、また同じくそこから100メートルぐらいの受け持ちをするという、そういった状態でございます。

○雨森委員

ありがとうございます。そうですか、マンモス鈴木さんがあそこで働いたからマンモス坂と、なかなかおもしろい、これもね。非常に勉強になりました。

それで、道路であって道路でないような坂道でありまして、私の聞く限り、役所で聞く限り、アメリカ軍が戦車かブルドーザーであの山をグーツと登って行って道をつけたということで、ああいう道路であって道路でないようなものができたんだというような、平成3年に議員にならせていただいたときに、道路課長さんかな、の御説明をいただきましたことを覚えております。わかりました。ありがとうございました。

それで、この機械をつけることによって、通行する人間も自信過剰になる場合があると思うんですね。機械がついて、凍結防止作用があったのに、事故でまた滑って落ちたのかというような問題も起きかねないと私は考えるんです。これは、モラルの問題とか、いろいろとあるわけですが。ですから、機械をつけても、その手前において、より一層の注意事項というものでしっかりと両方に看板をつけ、とにかく、そういうときには、まず凍結云々にも頼らず安全運転をするということを認知させるように、そういった看板を設置することが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木道路公園課長

冬期間の注意喚起につきましては、今までどおり看板等の設置を行いまして実施していきたいというふうに考えております。

○雨森委員

これは、例えば、内地、あるいはまた北海道等は寒冷地ですね、どの地域で現在使われているのか。例えば、内地でも寒冷地の例があれば教えていただきたいと思えます。

○鈴木道路公園課長

今回導入を予定している機械の設置箇所でございますが、現在、全国で70カ所ほどございます。ほとんどが北海道というふうなことになりますが、そのほかに、山梨県、長野県、岐阜県、新潟県、岩手県というふうに報告されております。

○雨森委員

これは勾配の関係はどうでしょうかね。最後に、勾配ですね。多賀城のマンモス坂なんかはかなりきつうございますので、そういった点、ちょっと補足して説明していただきたいと思えます。

○鈴木道路公園課長

現在の勾配ということでよろしいでしょうか。（「そうです」の声あり）現勾配につきましては、一番坂のきついところで19.6%でございます。

○雨森委員

ありがとうございました。とにかく 11 月末ぐらいまでには完成というふうに予定を聞いております。大いに期待しながら、ぜひマンモス坂での事故がこれから起きないように、起こさないようにお願いしたいと思います。以上で終わります。

○深谷委員

資料 1 の 67 ページ、先ほど佐藤恵子委員の方からもありました学校支援地域本部事業並びに多賀城史跡用地買収に要する経費ということでお伺いしたいと思います。

まずもって、あのかのときの一般質問で、学校支援地域本部の設置についてということで質問させていただきました。あのかのときに、同じ一般質問の中で、「すぐやる課」の設置というのものも、心の中に設置していただくということで答弁は終わったと思うんですけども、あれからこんなに素早い状況でこれが実施に至ったその思いを、生涯学習課長さんに一言お伺いしたいんですが。

○永沢生涯学習課長

家庭、学校、地域の連携ということが、今、物すごく重要と言われていまして、実は、総合計画のまちづくり懇談会でも同様の問題提起がございます。今、文部科学省の方でも、この事業と多賀城小学校でやっております放課後子ども教室と、この二つの事業を強力に推していますので、そういう意味では、非常に重要な事業であると。ただし、地域の方々の協力がこれは不可欠ですから、そういう意味では、慎重に、余り御負担にならないように、しかも上手にというような思いであります。

○深谷委員

先ほど佐藤恵子さんから地域の負担がという部分がありましたが、あのかのときの一般質問でもお話をさせていただいたように、あくまでも、手伝いたい方が手伝えるときに手伝える形でというのが学校支援地域本部でございますので、無理強いということがあってはおかしいことでもありますし、そういった部分で、地域の方々とより会話を深めていただきながら、学校支援地域本部がこれから市内に何力所かでも設置できる方向に進むのか、また、ここでどういうふうになっていくのかということも含めて、いろいろと慎重に進めていただきたいと思います。また、そういった意味で、教育長さんと副教育長さんにもいろいろと御理解いただきましてありがとうございました。財政的にも困ったときには、市長公室長さん、市長さん、副市長さん、よろしく願いいたします。

それで、今後の発展をお見守り申し上げるとともに、私も微力ながら一生懸命、何か御相談があるときにはお伺いさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、多賀城史跡用地買収に要する経費ということで、今までにない、前代未聞という言葉が適当かどうかかわからないんですが、1 億円ですか、お金が入ってきたということは珍しいことだと思うんですけども、この裏には、市長が全史協の会長だということもあって、今回このようなお金がおりてきたのかなというような私的な思いもあるのですが、その辺はどういうふうに解釈すればよろしいでしょうか。

○高倉文化財課長

そういうことについては余りはっきりは言えませんが、そのとおりだと思います。

○深谷委員

はっきり言っていただいてありがとうございます。

そこでなんですけれども、市長が全史協の会長をしているということが多賀城にとってどれだけ大きいことかということが、ここで判明したわけなんですけれども、公有地化を進めて、買い上げて、土地を購入していくということはいいいことで、史跡のこれからの発展のためにもいいと思うんですが、並びに、今ある、史都多賀城として標榜する政庁跡だったり、ああいったところをもう少し、市民が、また市民活動団体などが、そこでそんなに大事に至るようなことをするわけでもないんだけど、今は、例えば、掘るのもだめ、何するのも、火を使うのもだめと、使用に制限があるというか、そういった部分も、全史協か何かそういった部分で御配慮をいただければ、史跡の活用という部分でも、もう少し広がりが見出せるのかなと思うんですが、その辺はどういった御所見をお持ちでしょうか。

#### ○高倉文化財課長

史跡の活用については、今、いろいろな取り組みが行われておりまして、今までの印象ですと、多賀城の史跡は、委員おっしゃるように、いろいろ規制が多いというふうに言われるわけなんです。これは、文化財の重要度からいきますと、全国に43万カ所ある遺跡の中で、たった61カ所が特別史跡というランクづけをされておるわけですね。したがって、物に例えますと超国宝に値すると。43万カ所のうちの1,600カ所が全国で史跡として国の史跡の保存がされておるんですが、そのうちのたった61なんです。ですから、どれだけ重要なのかということは、その数字からも言えると。したがって、国で一般の遺跡あるいは一般の史跡と同等の取り扱いはしないというのは、これは当然の話なんです。ただ、来年、御承知のように、遷都1300年、平城京で相当大々的に史跡を活用したイベントをやりまします。私は、議員の皆さんと一緒に来年、奈良に行って、ということが具体的に史跡の上でされるのか、それを見て、そして、多賀城でじゃ何ができるかというようなことを、多賀城版の活用というものをぜひやっていきたいというふうに思っております。

先日もお話ししましたが、歴史まちづくり法という法律の中で、特に、今までは、史跡と国交省はどちらかというと敵対同士だったんですが、手を取り合っているまちづくりをしようというふうな形になりましたので、したがって、そういう具体的な事業展開をこれから進めていきたいと。その中でさまざまな活用を考えていきたいというふうに考えております。

#### ○深谷委員

今、文化財課長さんから御答弁いただきましたとおり、市長の全史協会長というものをフル活用して、遷都1300年祭ということも契機に、この機会がいいと思いますので、多賀城の遺跡で、どんな形になるかわかりませんが、利活用も含めて、来年に合わせて、そういった部分の契機にしてもらえなと思いますので、今後とも全史協の会長として頑張ってください。

#### ○柳原委員

資料1の47ページの感染症予防の経費なんですけれども、ここで、マスクを6万2,000枚、消毒薬を1,000リットル備蓄するという説明がありましたが、このマスクの使い道というか、市の職員の分なのか、例えば、市民で希望者がいれば、市民にも分けてもらえるものなのか、ちょっとお聞きします。

#### ○紺野健康課長

備蓄しようとするマスクにつきましては、先ほども御説明申し上げましたけれども、独居世帯や要介護者などの支援を要する方と、蔓延したりした際、状況調査に出向かねばなら

ない、そういった仕事に従事する職員分でございます。したがって、一般市民等に配布するということでの備蓄ではございません。

○柳原委員

わかりました。春に流行したときも、マスクがすぐ売り切れて、どこでも買えないという状況だったので、もし、市役所に来ればマスクが手に入るということになれば非常に助かるなと思ったので質問したんですけれども、例えば、市役所の玄関にマスクの自動販売機を置くとかということは無理でしょうか。

○紺野健康課長

御提案でございますが、今のところそういう考えはございません。委員さんおっしゃられるように、春のときもそうでしたし、現在もそうですけれども、新聞報道等がありますと、現実問題としては、市場からマスクなり消毒薬なりがパーツとなくなってしまうというのは現実ではございます。ただ、今回の補正で上げさせてもらっていますのは、あくまでも、要援護者分と、状況調査とかに出るための業務に従事する職員分ということでございますので、市民に分けるといふことでは考えておりませんし、庁舎等に自動販売機ということも想定はしておりません。

○金野委員

感染症予防について、私も6月議会で危機管理、インフルエンザ等で質問しました。そして、市長の答弁では、5月2日から市民への相談窓口とか、6月の広報、そして、各私立・公立の保育園、各小学校に通知していろいろな指導をしていると。そこで問題になったのは、県の協議会の会議において定められたとき、当市はどのようにやるかということが問題になりました。それで、先般、今週ですか、県の方で多分、保健課長の方から通達に来て協議をやっているわけです。当市について、何か県のやつで問題点があるのか、それについてまず1点お伺いします。

○紺野健康課長

決算審議のときにも板橋委員さんからの御質問に回答を差し上げたわけですが、その際、ちょっと御紹介申し上げたわけなんですけれども、16日に新型インフルエンザ対策に関する市町村担当者会議という会議がございました。内容的には、新型インフルエンザに関する現状、対策についての医師の講演と、それから、県の医療整備課等からの、医療提供態勢について、その他の説明でございました。

決算審議のときに申し上げたのは、きょう午後からそういう会議があるので、例えば、重症者の収容先のリストとか何かいただければ幸いですが、そうでなければ、罹患した場合は、早目にお医者さんに行ってください、タミフルなりリレンザなりで治療していただくということしかないかもしれませんと、そういうお話を申し上げたのですが、結果、16日の会議におきましては、具体的話というのは、残念ながらございませんでした。

ただ、資料を見ますと、まだ公表にはなっていないようです、これから出すという話なんですけど、入院治療が必要な患者の受け入れ可能な病院が47病院で、230床程度を一応確保できたというような説明がございました。ただ、その病院がどこかというのは、今まだリストが出ておりませんので、ちょっと報告はできかねます。それが一つと。

それから、タミフル等については、74病院、223診療所に約5万3,000錠あって、治療薬としては数的には大丈夫だというようなお話をいただいております。

それから、もう一つ、新型インフルエンザのワクチン接種の話がありました。内容的には、国の方で発表して、既に新聞でアナウンスされた中身の繰り返しではございましたけれども、宮城県の方では、10月下旬以降に、優先順位に基づいて、接種をしても構わないという受託した医療機関の方で接種ができるような準備を今進めているという説明でございます。接種の優先順位は、皆様も御承知かもしれませんが、インフルエンザの患者診療に携わる医療関係者がまず一番最初ということで、2番目に妊婦さんと基礎疾患を有する者、3番目に1歳から就学前のお子さん、4番目が1歳未満の小児の親御さんと、一応そういう順番になっておるようでございます。

なお、その会議において、最後に、市町村の役割としては、保健所、多賀城市にはございません、宮城県内は仙台市を除けば自前で保健所を持っているところはないはずなんです。保健所のない市町村については、基本的には予防啓発がほぼ仕事の中身になります。蔓延期を過ぎて、例えば、お亡くなりになった方が多数に上って、御遺体の関係とかが出てきたときに、県で手が回らなくなったときなどは、市町村の方にも応援要請が来る予定でございますが、それ以外は、基本的には予防啓発がメインの仕事になりますので、広報を充実してくれというようなお話だったというふうに報告を聞いております。

○金野委員

県、また塩釜保健所から指導を受けながら、この4項目のやつにしっかりと対応していただきたいと思えます。もって、担当課において、この感染症、新型インフルエンザについてすぐ補正予算をつけたことについて、私は評価したいと思います。終わります。

○松村委員

3点お伺いいたします。

まず初めに、45ページ、生活保護の事務に要する経費なんですけれども、先ほどの御説明によりますと、雇用と住宅を同時になくした方への支援策ということでの御説明だったと思えますが、それでいいんですか。

家賃ですか、3万5,000円、6カ月間支給するというお話だったと思えますが、家賃の部分はいいんですけれども、解雇になりまして、生活費がどうにもならないというような場合の生活の支援というのはどうなるのか、生活保護でやっていただくのか、その二つ受けられるのかどうか、その辺も確認させていただきたいと思えます。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

これは生活保護制度と切り離した形でお考えをいただきたいと思えますけれども、あくまでも、2年以内に離職した方ですね、そして、生活のいわゆる礎となっていた方ということなんですけれども、これのほかに、必要な資金、そういったものが必要だという場合には、総合支援資金の貸付制度といったものも並行してあるようでございます。社会福祉協議会の方の窓口になりますけれども、そういったものを活用していただいて生活を当面やっていただくという、そういうふうな制度でございます。

○松村委員

生活保護とはまた違うということですね。もし生活費がどうしてもないという方は生活総合支援を受けられると、そういうアドバイスもしてくださるということですか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

今回の補正につきましては家賃ということでございますけれども、家賃といいますか、住宅手当ですね。そのほかに、それを借りるときに、敷金とか礼金とか何とかというような、総合しているんな経費がかかってくる場合がありますけれども、その補足をする部分として、貸付制度の方を御利用いただいて、そして、一時的に充てていただくというふうな、それと組み合わせられているような制度でございます。

生活保護法に基づいて、それに該当するような方については、当然、生活保護の適用ということになります。

○松村委員

わかりました。ありがとうございます。

では、次です。47 ページ、女性特有のがん検診に要する経費の件なんですけれども、これは、さきの補正予算で決まって、ようやく現場に来たというか、私も6月議会で質問させていただいたやつだと思いますが、国民病のがんを撲滅するため、早期発見を促して、受診率を上げるための目的とした事業というふうに承知しておりますけれども、この方たちに、確認ですが、通知は市の方から当然やられるんですか。

○紺野健康課長

こちらの方から、先ほどお話ししました 4,200 人に対して通知いたします。

○松村委員

わかりました。じゃよろしいんですけれども、ただ、広報だけに載せて、見た人しかわからないというのではどうしようもないと思いましたので、確認させていただきました。

もう一つ、住宅太陽光の件なんですけれども、これも CO2 削減に向けた太陽光発電の普及が目的ということであると思いますが、先ほどの説明ですと、150 戸をこし多賀城でやるというふうな形でしたでしょうか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長

平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間で 150 戸でございます。

○松村委員

こちらの周知はどのようにされるんですか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長

ただいまその方法について検討しているところでございますが、住宅メーカーも含めまして建築業関係、それから電気工事業、そのほか電気の太陽光パネルをつくっているメーカー、そちらの方などにもかなり徹底した業者あての広報をしなければならないものと考えております。

○松村委員

そうしますと、業者の方からこれを PR していただくということですか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長

といいますか、先ほども申し上げましたとおり、経済産業省で行っている太陽光発電の補助を受けた方ということになっておりますので、市政だより等にも広報はいたしますけれ

ども、むしろ、建築業とかを通した上でのパンフレットの配布、そういった形で行っていかなければならないのかなと現在考えております。

○松村委員

我が家にもよくいろんな業者が来まして、モニターでどうでしょうかとかいろいろな来ますけれども、そうしますと、業者の方が1戸1戸訪問しまして、市でこういう助成をしているのでいかがでしょうかという形で、広報でもしますけれども、そちらの方が主流になって皆さんに周知していくということですかね。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長

いえ、業者に依頼するわけではございません。ただ、業者の方でも、自社でパンフレットをつくる場合、国の補助が幾ら、県の補助が幾ら、この町ではこういった補助をしているというふうに、積極的に載せてくれているのが現状であるようでございます。

○松村委員

よろしく願いいたします。

あともう1点ですが、先ほどの67ページ、皆さんから何人か、もう随分ありましたけれども、私もこのお話を聞いて大変うれしく思いました。市の長年の要望がようやく国に届きまして、国がようやく多賀城に目を向けるようになった結果かなというふうに思いますし、もちろん、市長が全史協の会長になられたということも大きな要因だということで、先ほどお話を聞いて私もそのように感じました。ここに来るまでの関係各位の皆様の御努力を本当に評価させていただきたいと思えます。

1億円が突然入ってきたわけなんですけれども、買収予定の場所とか件数というのはもう決まっているのでしょうか。

○高倉文化財課長

決まっておりますが、決めてはおりますが、交渉のこともありますし、ここで公表はできません。

○松村委員

当然だと思います。藤原委員の方からもアパートの件云々ということで前から御提案がありましたけれども、公表できないのは私もわかります。それも私も同じ思いなんですけれども、もう1点、ここで市民の声の代表としてお話しさせていただきたいのは、要望なんですけれども、多賀城の政庁に向かうところに県道から入る道路がありますよね。そして、今、右側にコスモスとかを植えて大路を標示していますけれども、その向かい側、反対側にこの前発掘したところがありますよね。そこの入り口のところの1軒というんですかね、「あそこもいつまで終わらないんでしょうかね」ということが、私の方などにそういう声が結構入るんですけれども、できましたらそういうところも、正面になりますので、優先的というふうなことで要望させていただきたいと思えますので、御配慮をお願いいたします。

○中村委員長

ここで休憩に入ります。

再開は3時10分にいたします。

午後 3 時 00 分 休憩

---

午後 3 時 10 分 開議

○中村委員長

再開いたします。

委員各位にお願いします。同じような質問が多々見受けられます。できるだけ同じような質問はしないようにお願いします。

それから、当局の方も答弁が少し長い感じがしますので、簡潔にお願いいたします。

○昌浦委員

同じようなのではないと思うんですけども、先ほどの雨森委員の質問に関連して。資料 1 の 57 ページなんですけれども、まさかここがマンモス鈴木さんのおつくりになった道路だとは、リアルタイムで見ていた私としてはびっくりしました。

ここなんです。先ほどの御説明で、凍結防止剤が尿素系の凍結防止剤ということなんですけれども、聞きたいのは、いわば、全国 70 カ所で御使用になられている凍結剤なので、環境への影響というのはまずないと思うんですけども、その辺あたりは、十分安全性があるのかということが 1 点。

2 点目、186 メートルも流れていったその流れ着く先、これ、側溝あるいは汚水ますみたいなところにちゃんと流れ着くのかどうかということを確認したいと思うんですが。

○鈴木道路公園課長

先ほどの御説明のときにもいたしました。液剤につきましては、いろんな液剤のタイプを使用することが可能な機種になってございます。それで、通常、今、多賀城市が融雪をする際には塩化カルシウム、要は、塩系の関係につきましては、農作物等への影響があるというふうなことで、西部地区の方には使わないようにしております。尿素といいますのは、実際に肥料にも使われていることから、植物だとか、生態系については安全であるというふうな認識をしております。

あと、排水の関係でございますが、坂をずっと側溝に入らないような格好で流れて、交差点の部分まで流れていくような格好になりまして、最終的には道路の側溝に入るというふうなことになります。

○昌浦委員

わかりました。それで、市内の、いろいろ管理されている市道の中で、先ほどの（通称）マンモス坂は 19.6 の勾配だったというんですけども、それに次ぐような勾配とかで、降雪時、凍結などのおそれがあるなんていう道路は、当局としてはつかんでらっしゃるのかどうか。

○鈴木道路公園課長

市内で一番急なのが今回補正でお願いしている路線とっておりますが、それに次いで、留ヶ谷の南館製作所のところから北側に下っていく道路につきましても、かなり急であるというふうな認識をしております。



○昌浦委員

確かにそこが2番目かなと思っておったんですけども、あそこの道路の交通量も含めて、今回のような凍結防止装置というか、それをいずれはおつくりいただくということで、念頭に入れておいてほしいなと思うところでございます。

○森 委員

私もマンモス坂の件でして、似たような質問ですが、違う質問だと思います。

資料2の18ページなんですけど、本当に速やかに対応していただいて、今度の冬には間に合うかなと思うんですが、このような工事を終えた後は、ストッパーはもちろん置かなくなるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○鈴木道路公園課長

ストッパーといいますと、バリケードで通行どめというふうなことでよろしいでしょうか。

実際に、雪の降る量、どか雪といいますか、凍結をしないように融雪剤を、先ほど説明したように、実際には量の調整ができます。最大量を流しても、それに勝つぐらいの雪といったらちょっとどうなんでしょうか、それ以上の雪が降り続くということは余り想定されがたいのですが、そういった場合については、完璧なロードヒーティングのような、温泉街の入り口なんかにもよくありますけれども、ああいった熱で解かすというふうなことでございませぬので、そういった部分につきまして、万が一、融雪の方が追いつかない場合については、とめる場合もないとは言えないと思います。

○森 委員

それが一番安全な策かなというふうに思います。その微妙な判断なんですけど、一つ、こちらに、歩行者の誘導道路、矢印がずっとありまして、歩行者は歩道を歩くようにと。この融雪剤及び融水なんですかね、解かす水の方なんですけど、歩道の方までこれは効果があるんでしょうか。

○鈴木道路公園課長

歩道も非常に狭い歩道でございまして、御存じのとおり。側溝のふたの上には融雪剤は流れません。アスファルトの部分までにつきましては融雪剤は流れるというふうなことの計画をしております。

○森 委員

多分、噴出ノズルの方向とかでぐるぐる散布する。新潟の方ですと、八方ぐらいに穴があいていて、もっとですかね、12方ぐらいに穴があいていて、絶えずわき出ていると。絶えずわき出ていることが大事みたいですが、そういうふうにしていただいて、もしできるのであれば歩道の確保もお願いしたいと思います。

もう一つ、新しい歩道ができるというふうなことです。今ある歩道を渡らずに、こちらを渡っている子供たちが多いということで歩道をつけてと。これはすぐにつけていただけるんでしょうか。

○鈴木道路公園課長

これは、先ほどもお話ししましたが、塩釜警察署の方と協議が調っておりまして、現在、公安委員会の方に打ち合わせを行っていただいております、この工事が完了する前までには横断歩道も新設されるというふうなことで調整をさせていただいております。

#### ○森 委員

非常に早い対応でありがたいなと本当に尽きると思います。ただ、こちらの、例えば、ストッパー、バリケードが動かなくなった場合に、安心してこの道を通られる方が多分ふえるだろうというふうに思います。とすると、融雪をしない上の道路に関しては、新しくできたところに関しては信号ができて、これもおかげさまで非常に安全になったんですが、逆に言うと、信号とこの坂の入り口までの距離が歩道ができることによって短くなる。ということは、加速をしてここに入ってくる。ちょうどカーブですし見にくい。ある意味で、違う危険さが出てしまうというふうなことが考えられます。単刀直入に言えば、その場合、やはり子供たちの誘導ですね、地域の方、職員、その辺の対応もお願いしたいんですが、見解をお願いいたします。

#### ○鈴木道路公園課長

まず、歩道が新設される部分につきましては、現在、「とまれ」の標識と停止線がございます。ですから、今まで、信号の方、北側からこちらの交差点側に向かってくる車につきましては、必ず一たん停止というふうな状況になります。今、歩道が設置されている部分に一たん停止のラインがございますので、若干、一たん停止のラインと標識を警察の方には北側に移していただくと。それで、そこの部分に横断歩道を敷くというふうなことに予定しております。

それで、その誘導でございますが、先ほども説明の中でもお話ししましたが、多賀城小学校の方と打ち合わせをさせていただいております、雪が降ったときには、現在の歩行者の動線の矢印がございますが、北側の歩道が設置されている側ですね、そちらを誘導していただくように、先生方も実際に現地の方で指導していただくというふうな打ち合わせをさせていただいております。また、雪の量によりましては、当然、市の職員の方も現地に行きまして誘導等をしたいというふうにご考えております。

#### ○根本委員

47 ページの住宅用太陽光発電導入の補助金に関してでございます。

これは、6月議会の中で、経済対策として早期に実施すべきではないかと、このように質問させていただきました。また、以前には、森委員も議会の中で一般質問をいたしまして、早期導入の質問をしております。新しい政権では、以前の政権よりももっと、25%という地球温暖化の削減目標をやっておりまして、それを推進しようとしております。これを導入することによりまして、国も県も、そして市も導入するということが大きく推進されるのではないかと思いますので、市長の英断に評価をするものであります。

そこで、まず、国では1キロワット7万円ですね、助成。県は3万5,000円、市も3万5,000円ということは、1キロワット当たり14万円ですね。普通の一般の家庭では3キロから4キロワット、通常そのぐらいだと思いますが、3キロワットで、国、県、市を合わせるとこれで42万円の助成になると、こういうことでよろしいですか。

#### ○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長

宮城県の制度でございますが、宮城県では 1,000 件ということで予定していたようでございます。ただ、ことしはこの申し込みが非常に多く、8月26日まで国へ申請した分で受け付けを既に終了いたしました。

○根本委員

ということは、県においては予算の枠がもう既にいっぱいになってしまったということですね。了解しました。

それで、先ほどの説明で、本年度から23年度までの3年間だというお話がございました。そこで、本年度というのは4月1日以降のことを言うんですけども、さかのぼって助成をするということによろしいのか。そしてまた、工事を始めたときか、それとも完了した時点で助成をするのか。それによっても年度が変わりますからね、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長

宮城県では本年4月1日までさかのぼって補助をいたしました。本市でもそのようにいたしたく、県並びに環境省と協議いたしましたが、残念ながら、環境省からは、宮城県が交付決定をして以降のものしか対象にはできないという回答をもらっております。

さらに、いつが基準になるのかということでございますが、先ほども申し上げましたけれども、この着手、それから契約。新築の場合、それから既設の建物に装着する場合、二通りあるかと思うんです。既設の建物に装着する場合には、やはり着手の日がその基準の日のどちらにあるか、新築の建物についても、やはりその辺が大きな基準になるかと思えます。

○根本委員

具体的に、今、県のお話をされましたけれども、多賀城市ではいつからこれは実施するんですか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長

実際には、対象になるのが10月上旬。県でもまだ基金の条例が可決されてございません。最終的に可決されるのが10月2日と聞き及んでおります。それで、10月上旬の着手、申請自体は12月1日ごろからの受け付けにしたいと考えております。

○根本委員

そうすると、4月1日以降にもう既に設置された方がありますね、何軒か。国の助成はいただいで、県の助成もいただいでいるんですけども、市の助成はいただいでいないという方は、対象にならないんですね。それでよろしいですか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長

はい。今、委員がおっしゃった見解が環境省の見解でございます。

○根本委員

それはうまくないですね。それは非常にうまくないです。最初の説明で、本年度からと言ったが、本年度じゃないですよ。そうすると、10月上旬からになるんですよ。それではよくないと思います。県は4月1日にさかのぼってやったんですよ。制度を途中からやる場合、そして、この制度は、国も、第1次補正で復活して今、助成を継続してやっている

んです。それは国の経済対策としてやっているんですよ。ですから、4月1日以降に、多賀城市の住民の方が、うちも国の、そして県の、市の施策に一生懸命協力しようと、そういうことでやっている方がいらっしゃるわけです。そういうことを考えたときに、私は、やはりさかのぼるべきだと、このように思いますよ。だから、経済産業省がそう言ったにしても、それは市でしっかり考えるべき余地があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長

ただいま、委員はちょっと勘違いなさっている部分があるかと思います。経済産業省ではなく、この補助金は環境省でございます。

県の補助金を受けた多賀城市内の家屋は、9月16日現在、もう少しふえるかもわからないんですが、25軒ございます。この事実から、多賀城市としましても、何とか遡及できないかということで、宮城県、環境省、それぞれに直接交渉した結果が、残念ながら、きょう報告している内容なのでございます。

○根本委員

ですからね、25軒、1軒当たりどのぐらいの割合か。助成は3万5,000円でしょう。3キロやっても10万円なんですよ。市単独でもこれはやるべきだと私は思いますよ、4月1日にさかのぼって。でないと、25軒の方々からえらい不平、不満が来ますよ。だから、それはぜひ考えるべきだと思いますよ。この点について、少し検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。これは、とりあえず部長。

○坂内市民経済部長

ただいま課長の方から説明したのは、国の方の、環境省の方の補助の関係でございまして、そのほかにも市独自でいろいろ考えておりました。市の方でそんなふうにご覧になっているのは、25軒ですよ、25軒の、最高で12万5,000円というふうなことでございます。これにつきましては、庁内の会議の方でも、いろいろ我々が補助するときにも庁内の決定事項がございますので、その辺で上げてきておりますが、今回のこの補正につきましては、今のような課長の説明でございますので、その辺は理解をお願いしたいと思います。

それから、市の単独でということになりますと、ちょっと検討させていただきたいと、このように思います。

○根本委員

国の補助の要綱とか、そういうものは変えられませんので、それをさかのぼるときにも、1月1日にした方がいいのか、4月1日、年度がわりがいいのか、そういうことがあると思うんですよ。これは経済対策でやっている一環としての流れがあるんですよ。それを市としてはしっかりと押さえて、いつからがいいかということをはっきりと明確にしていけないと。10月上旬とか、そういうことではなくて、国の補助に関しては、採用できるのはそれ以降でもいいんですけれども、今までやった25軒に関しては、しっかりと市で対応していただく御検討をお願いしたいと、このように思います。

それから、私が一般質問でやったときに、公室長の方から、これは長期的な視点に立って検討しなければいけないと。排出量の問題があるから、地球温暖化対策という大きな問題だから、やっぱり長期的に展望しなければいけないという答弁だったんですね。今回は国の補助を活用して3年間やるということなんですけれども、長期的展望に立ってこれはやっていくべき施策だと、こうおっしゃったこの整合性を考えたときに、これが3年間で終

わった後にも、市は継続して助成をやるという方向性で検討しているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○伊藤市長公室長

長期的にと申したのは、何年がいいか、3年がいいんだか、5年がいいんだかというこの辺の期間の問題もあるかと思えますけれども、新政権の方でも、CO2の削減を25%にするんだといった、国を挙げての取り組みも今後いろんな形で見えてくるかと思えます。それらも踏まえて、やはり3年間で終わってしまうのは、効果的にはなかなかあらわれにくいのかなというふうに思いますので、その辺の国の動きも見ながら、そういうふうな対応をとっていきたいと考えてございます。

○根本委員

わかりました。

それから、今回の補正予算、国の21年度の第1次補正が若干入っていると思いますが、あと、前回の6月の補正、これはほとんど21年度の第1次補正でしたね。政権が変わって、国の第1次補正予算の中で、未執行分を凍結するというお話が出ております。これは担当者の皆さんとしても大変な事態になる。例えば、予算化していて、まだ未執行のやつがあるかどうかはわかりませんが、そういうことを考えたときに、今、通知が来ていることがあるのかどうか。あるいは、どういう形でその問題に対してとらえているのか、その辺の見解、状況をお伺いしたいと思います。

○伊藤市長公室長

現在、知り得るといえるのか、まだ不明な点がかなり多いんではございますけれども、きょうの閣議である程度方向性が出たのは、まずは、庁舎等の、官庁等のデジタルテレビやエコカーの購入などは一時凍結しなさいと、執行は凍結しなさいと。それから、これはメールで入ってございますけれども、学校の太陽光発電等の改修の2次募集分、これらについても一時停止をしてください。それから、学校のICT整備関係、これらも一時停止してくださいとか、それから、理科教育設備の整備等についても一時停止してくださいというふうな、これはメールで入ってまして、これもまだ確定ではございません。こういうふうな通知が参っているといったところでございます。

○根本委員

やはり何か入っているだろうと、こう思っておりました。一時停止してくださいということは、恐らく、国ではその方向性でこういった問題のやつを凍結するのではないかと、予測ですけどもね。そういう方向だと思えますけれども、これは多賀城市にとっては大きな影響力がございませぬ。国がそれを執行しないようにということであれば、当然しないわけでありませぬけれども、そうすると、市が計画したこれらの事業に対して、進捗が大変おくれしてしまうということにもなりますし、経済対策にも大きくつながっている施策でありますから、経済対策もおくれしてしまうということになると、市だけでこのぐらいの量の一時停止が求められているということは、全国では大きな規模になるということが想定されますね。

私が一番心配するのは、こういう経済状況のもとで、太陽光発電にしても、学校の問題にしても、エコカーにしても、こういったものはすべて経済対策でやっている問題で、かなり大きく経済を動かす、影響力がある施策なんです。ですから、こういう施策がとまるということは非常に残念だと、こう思います。あわよくばとまらないように祈って、質問を終わります。

○相澤委員

何人もの方が質問して大変恐縮ですが、私もマンモス坂についてお聞きいたします。

最初に、降雪時の状況と、それを作動させるタイミングというか作動させる仕方、これをまずお聞きしたいと思います。

○鈴木道路公園課長

先ほど、最初に説明いたしましたけれども、温度のセンサーと、あとは湿潤センサー、いわゆる湿気があるかどうかというセンサー、二つのセンサーがついております。これも可変でいろいろコントロールできるようになっておりまして、何度であればまき出しをするというふうな設定がなされるものでございます。

どうして二つのセンサーが要るかといいますと、温度が下がっただけでみんな出してしまうということになると、ドライな状態でも散布してしまいます。それで、路面がぬれているかどうか、それを判断するセンサーがもう一つついております。それも可変でいろいろ調整ができて、この状態であれば散布を開始するというふうな設定をします。ですから、一番最初は、設定につきましていろいろ調整をしながら現場の対応ということで、何回かは調整をするというふうなことで正常に動いていくのではないかと考えております。

○相澤委員

そうすると、調整の段階では、職員さんが、あるいは、どなたかわかる方がちゃんとやると。いずれは、最終的には自動でという格好なんですね。まずそれを確認させてもらいますけれども。

それから、凍結防止剤等の設置をする場所、ここは今ごみ集積所か何かがあるような感じがするんですが、その辺、競合はしないかどうかをお聞きします。

○鈴木道路公園課長

まず最初に、調整が終われば、自動というふうなことで考えてございます。

あと、設置する場所でございますが、現在、のり面の部分、地区の方で花を植えていただいております。花壇になってございます。現在その花壇の維持管理をいただいております。御理解をいただくようにお話をいたしました。それで了解をいただいております。

○相澤委員

はい、ありがとうございます。

それから、次に、通学路というか、通路について確認させていただきますが、この図面で見ますと、下の方の方は大体マンションに住んでいらっしゃる、あるいは、頂上付近にもマンションがあります。その方々は、この図面の下の方の横断歩道、あるいは、防護勢のない方を通る可能性が非常に大きいと思うんですが、この図面では、対岸というか、防護柵のある方を通るように書いてあるんですが、その方々も対岸の方を通るのにはちょっと不自然な感じがするんですが、それはどのようにもっていかれているか。

それから、マンモス坂の下の、この図面で言うと、上の通路をずっと下がってきて、小学校は逆の方向に来なければならないんですが、そのときに、横断歩道が安全であるのかど

うか。それから、その辺の指導はどのようにするのかとか、その辺のところをお聞かせください。

○鈴木道路公園課長

先ほどもお話しいたしましたが、多賀城小学校と協議させていただきまして、現地で先生方が安全に誘導するというふうなことで、実際には、坂のところにあるマンションの子供たちにつきましては、遠回りになりますが、図面で言いますと、下側にある既設の横断歩道、こちらを渡っていただきまして、今回新たに新設をする横断歩道の方まで誘導していただくと。あとは、歩道のあるところを下っていただいて、あと、下の交差点にも横断歩道がございます。もう一つ、野田の玉川の行ったところ、酒屋さんの下のところにも横断歩道が設置されております。

○相澤委員

そうすると、当然、登校時間前に先生方がきちっとそこに配置されて、そのとおり誘導するという形になるわけですね。

○鈴木道路公園課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

まず最初に、先ほどの根本委員の発言について。

あたかも決定したような御発言をいたしておりますが、多賀城市の予算は1億7,200万、緊急態勢でつくっております。この中で、これとこれとこれが削られそうだというふうな県からの指導なのか、ただ、今、情報として入ってきているだけなのか。私は、少なくとも1億7,200万の金には手をつけないのじゃないかと。さっき言ったデジタルテレビは、多分、各省庁が一斉に買うといったやつですよ。あれをむだ遣いと我々は言ったんですよ。そのことだと思っておりますよ。それから漫画館の問題。地方に出したものを地方から取ろうとすることは、私はないと思っていたんですよ。私はそういう見解を持っているんですけどもね。1億7,200万ですか、1億7,200万ね、これに対して私たちは手をつけないと思っておりますよ。あたかも手をつけるような言い方をした。これは私は間違いではないかと思う。あなたが言ったのは、そうではなく、本当にむだ遣いだと言われている、各省庁が一斉にテレビを買おうといった、あれだと思っておりますよ。あのことがテレビのことだと思っております。

それから、太陽光の問題は、多分一斉に出たと思っておりますよ。うちも調査費しか使わなかったよね、基本設計費。こういう問題は果たしてどうなのかという問題の提起じゃないかと思っておりますよ。これは中身の精査をしてくると思っておりますよ。その中でどうするのかと。ですから、私もあの予算案のときは言いましたよね。基礎設計をして、本当に事業をやれるのと。そういうのであれば、まとめて1戸でもいいからやるような仕組みをつくった方がいいんじゃないですかというような話をしましたですよ。そういうことなんですよ。ですから、今、根本委員の言ったのは、あたかも決まったような、1億7,200万をあたかも削減するような言い方は、私は間違っていると思う。そういうふうに私は思いますので、そこはきちっと言及をしておいてください。政権がかわろうと何しよう、そういう荒っぽいようなやり方はしないと思っておりますよ。そういう発言を地方からやってはいけないと思っております。もうちょっと具体的なものを見て、これがまさしく我々地方自治に重要な課題であれば、この場で議論するのはいいですけども、まだ幻のものに対して、おかしい

んじゃないかと言ったって、言っている方がおかしいんじゃないかと私は思いますので、ひとつそのことを言わせていただきます。予想して物を言わないようにしましょう。

一つだけお伺いします。59 ページです。これは教えてください。志引団地のこれは、どこの会社かは別としていいです。歳入では 885 万 3,000 円が入っているんですよね。けれども、歳出では 600 万だと。この仕組みを教えてください。

○鈴木道路公園課長

委員おっしゃいますとおり、歳入の方につきましては、その金額で間違いございません。それで、実際に、前払い金でお支払いした金額のほかに、契約金額の 10% というふうなことで違約金が入っております。その関係で金額がふえているというふうなことになってございます。

○竹谷委員

すると、違約金の 200 万は自動的に一般財源として活用するんだよと。この道路建築には関係ないお金ですよという理解になるわけですか。

○鈴木道路公園課長

そのようになります。

○竹谷委員

それと、この 600 万については、既に道路を発注して別な人がやっていると思うんですけども、この分を差し引いて発注したんですか。

○鈴木道路公園課長

差し引いて発注をしております。

○竹谷委員

そうであれば、もうちょっと親切に説明しなければいけない。何ぼで今発注して、事故があったらこれは事故で、納めたのがこのぐらいで、この分は差し引いて、この分しか払っていないから、そうであると道路が完成しないから、この分を払ってちょうどよくなるんだという、そういう親切な説明をしないとわからない。余りこんなことはないと思うんだけども、その辺の説明をもうちょっと丁寧にしていただくようお願いしておきたいとします。

○藤原委員

45 ページの生活保護の事務に要する経費なんですけれども、生活保護の制度の枠外ではあるんだけども、支給額というか、それは生活保護の住宅扶助を基準にして支給するんだということだったと思うんですね。この 3 万 5,000 円という枠は、私は多賀城の実態にもう合わないんじゃないかというふうに思っているんですよ。というのは、私も時々頼まれて住宅を探したりするんですが、3 万 5,000 円というと、大体、建ててから 20 年か 30 年たって、水洗化されていない、いわば、くみ取りの住宅ではたまに 3 万とか 3 万 5,000 円ぐらいのがあるんですが、ワンルームだとしても、水洗化されていて、バス、トイレつきとなると、4 万、5 万となるんですね。私はもう実態に合わないんじゃないかと思うんです。多賀城は 2 級地の 2 だそうだから、ワンランク上げるような取り組みを、何か塩電、



名取と一緒にというふうに話を聞いたんですが、そういう取り組みが必要なのではないかと考えているんですけれども、いかがですか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

家賃の関係でございますけれども、これが決められているといいますのは、生活保護法による保護基準がございまして、そちらの方で2級地の2という位置づけで、県内では塩竈、名取、多賀城の3市が該当しているわけでございますけれども、塩竈、名取と同じ金額というふうな状況でございますが、簡単に言いますと、この基準を我々がどうのこうのできるというふうなものでもないものですから、この辺の基準の改定について、例えば、何か申し入れできるような仕組みがあるのか、その辺についてちょっと調べてみたいと思います。

○藤原委員

2級地の2になったのも、これは何年ぐらい前かな、15年ぐらい前だったんじゃないかと思うんですけども、その前は2級地の3だったはずなんですよ。塩竈とか多賀城だとか、うちの関係も、厚生省交渉などをやって2級地の2に上げてもらったんですよ。それから、最近では、仙台に隣接する富谷が多分2級地の3だったのではないかと思うんですけども、隣り合わせなのに何でこんなに違うんだということで、富谷がワンランク上げてもらったのは、そんなに昔じゃないんですよ、ここ何年かの間なんです。だから、仙台の隣にいて、仙台が1級地の2なのかな、少なくとも仙台と多賀城との間に幾つかありますよ。私は、多賀城はそんなに田舎ではないんだと、ワンランク上げてくれというのを、塩竈や名取の関係者ともちょっと意見交換をしてみて、市長もその市長と話し合いをしてみて、多賀城にふさわしい級地に上げてくれということをやった方がいいのではないかなと思うんですけれども、部長、どうですか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

今、仙台市が1級地の2というようなことでお話がありましたので、私、ちょっと今、生活保護手帳というのを見ていたんですけれども、その次の級地が、1の2の次が2の1と、2級地の1というものがございます。それは宮城県内の市では該当がないんですね。その次に2の2ということで、多賀城、塩竈、名取というふうなことで入っております。ちなみに、2の1といいますと、ほかの県で言いますと、青森県ですと青森市、岩手県ですと盛岡市、秋田県ですと秋田市というふうな、その県の県庁所在地ですか、そういった都市になっているというふうな状況でございます。

○藤原委員

今の説明を聞くと、上げてもらうのは無理かなという感じがするんですけども、ただ、3万5,000円というのは、やっぱりこれは実態に合わないと思うんですよ。2級地の1にするのが無理だというのであれば、3万5,000円というのは実態に合わないんですよ。下水道の普及率だって九十七、八になっているんでしょう。だから、その辺を含めて、上げてもらうのが無理だったら、住宅扶助の方の金額を見直してほしいということ、きちんこの際、関係市町村とも意見交換をして厚生労働省に申し入れてみたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、もう1回、お願いします。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

そういうふうな仕組みを、あるのであれば探して、そういう機会をとっていきたいと思います。

○板橋委員

67ページの学校支援地域本部事業、これは、くしくも説明のときコラボスクールのことが出てきたものですから。平成17年度に、コラボスクールで東小が、これは県からの指定ですか、その辺、ちょっと詳しく御説明していただきたいんです。

○永沢生涯学習課長

これも学校支援と同じ委託事業という扱いになっておりますけれども、平成17年度に、県の委託金を受けて多賀城市が指定をして実施しているということでございます。

○板橋委員

県から委託金を受けて実施したということで、幾らの予算が計上されて、どういうふうな形の企画や事業をなさいたということで県からの指定を受けたのか、その辺まで詳しく説明してもらわなかったら、次のことが話ができないと思うんですよね。

○永沢生涯学習課長

大変失礼いたしました。

事業費でございますけれども、委託金、つまり、補助金に相当する委託金については記録がありまして、17年度は40万円が入っているようでございます。18年度は35万円というふうな記録になってございます。

事業ですけれども、事業については、例えば、安全サポート、登下校時の見守りですとか、あるいは防災マップづくり、敬愛ホームへの慰問、食育の関係で豆腐づくり、こういった活動を行っておりますけれども、いわゆる共同教育、地域の方々が学校に行き子供さんたちの教育のお手伝いをするというような事業というふうに理解をしております。

○板橋委員

その事業の後に、文科省で、よくお話しされてきている学校支援地域本部ということについて、学校、地域、PTA等でお話し合いをしながら、最終的には市町村の教育委員会に相談して組織を立ち上げていただきたいというのが、そもそもの学校支援地域本部事業のスタートになるわけですね。それについて、今回、事業費を計上されたということで、本格的に教育委員会の方としてどのようにこれを立ち上げていくのか、その辺をお聞きます。

○永沢生涯学習課長

今の委員の御指摘、これは、地域の方からぜひそういう事業をやりたいというお申し出で始まるケースもございますし、教育委員会の方が地域に働きかけて実施する方もございますし、学校から要請がある場合もございます。そのやり方はいろいろありますけれども、今回の多賀城市の場合については、教育委員会の方が、地域と学校の方に最初にその話をしたというふうに理解をしております。

事業の内容でございましょうか。

○板橋委員

ということは、教育委員会が主導をとりながら、地域と学校を取り込んでいって、結局、学校の事業に対して協力して補佐していくような形の学校支援地域本部のねらいではないんですか、これは。違いますか。

結局、今までの事例からすると、教育委員会の事例三つですか、あと、小学校を一つの主体としたやつで、教育委員会がある程度主導をとりながら地域と学校を取り込んでいって、子供たちをうまく誘導していく、小中学生、児童・生徒を誘導していくと、そういうふうなことをねらいとして文科省が進めてきている事業ではないんですか、これは。違いますか。私は、今、パンフを見ながら、そういうふう理解してお話をさせていただいているんですが。

教育委員会が、学校、地域に丸投げというのは、逆じゃないんですか。過去にありましたよね。桜井教育長さんのとき、私もPTAが長かったものですから、こども110番の件で、あれは七ヶ浜、利府は教育委員会主導でもって立ち上げてきたんだけど、多賀城としてはPTAの方が主導として立ち上げていただけないかということで相当苦労して、今も継続されていますがね。それで、ずんずん教育委員会の方からの補助が少なくなってきた。それはわかるんです。児童・生徒が少なくなってきたから、多少なりとも下げられるのは。ただ、その根本とする、こども110番だのというのはどういうことかということ、やっぱり教育委員会の方が一番わかるんじゃないですか、これだけ世の中が殺伐としている中に。それをまたもう一つグレードを上げていこうというのが、学校支援地域本部を立ち上げて、学校に協力しながら子供たちを見守っていく。それとはまた違うんでしょうか。教育長さんか、副教育長さんに、その辺、お話ししていただくのが一番いいのではないかなと思うんだけど、いかがでしょうか。

#### ○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

今、板橋委員の御説明された内容は、全くそのとおりでございます。ここにも本部のねらいというのが書いてございます。「学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えていくことが目的ですよ」とここに記載されております。当然、コラボスクールは東小学校を対象にというふうなことで、事業内容はほとんど似たような形で実施をしております。地域と一体になって子供に成長してほしいという願いは、これはすべての方々の共通の願いでありますので、できましたら、中学校区、したがって、多賀城市内には4校ございますので、いずれは、4校にそういったものを築いていって、子供たちに安全・安心をプレゼントしてあげたいと、こういうふうなことでございますので、御理解をいただければと思います。

#### ○板橋委員

そこまではっきり言われるのはわかるですよ。この説明の段階で、今年度の第1回の定例会のときに深谷委員が一般質問したということがくしくも説明のときに出てきたものから、私はそのときの議事録を見ながらお話しさせていただいたんだけど、その当時のとらえ方がちょっと違っていたなと思ったから、あえて今、質問させていただきました。その辺の、国の機関から出てきていて、その内容が、余りにも、余りというと語弊になるけれども、3分の1も変わってくるような企画をされたのでは大変じゃないかと思う。

なぜこれを言うかということ、コラボスクールの件で、その当時の会長が私に相談に来ました。余りにも丸投げされていると。そういうことはなかったというのであれば、教育委員会の方でそういうことはなかったというのだったら、私は反省します。相当苦労していたようです、会長が。その辺の指導は、教育委員会が主導的に今までなってきたから、一切これを父母教師会とか子ども育成会にお任せするというのだったら、それなりの最初のシステムをちゃんと御指導されながら、補助金をちゃんとつけて、それに対して事業をやっていないのだったら、補助金はずんずん減らしていきますよとかと、そういうふうなことを今後やってもらうのが一番じゃないかと思うんですが、その辺は、教育長、いかがでしょうか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

まさしくそのとおりでございます。これまでも複数の議員さんの方からこの問題について御質問がありましたけれども、決して地域の方々に無理をかけることなく、ちょっと引用させていただければ、当然、防犯もそうですし、昨日来から昌浦議員さんの方にもお話ししました、いわゆる日本の伝統文化、教職員では賄い切れない部分の授業の手助けといたしますか、そういったことも含めまして、地域で持っている力、知識といたしますか、そういったものを学校の中で十分生かしていただけるような、そういった地域本部をこれから目指していきますので、地域の方々がちょっと無理だなと思えることについては、決して無理押しをすることなく、皆さんと良い関係を築いていきたいと、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○中村委員長

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 70 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩に入ります。

再開は 4 時 15 分でございます。

午後 4 時 05 分 休憩

---

午後 4 時 15 分 開議

○中村委員長

少し時間が早いようでございますが、皆さんおそろいですので、再開いたします。

● 議案第 71 号 平成 21 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

○中村委員長

次に、議案第 71 号 平成 21 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○中村委員長

関係課長等から説明をしてください。

○大森国保年金課長

それでは、私の方から国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

資料 1 の 80 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費及び 2 款 1 項 3 目一般被保険者療養費につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。これはいずれも本年度の支援金、拠出金等の確定に伴うもの、それから、それに伴う国庫支出金等の額の変更によるものでございます。

4 目退職被保険者等療養費でございますけれども、これも財源の組み替えを行うものでございます。これは、療養給付費交付金の確定に伴う増額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費ですけれども、財源の組み替えを行うものでございます。これも本年度の支援金、拠出金の確定に伴うもの、それから、国庫支出金等の額の変更によるものでございます。

同じく、2 目退職被保険者等高額療養費につきましても、財源の組み替えを行うものでございます。これは療養給付費交付金の確定に伴う増額によるものでございます。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費につきましても、財源の組み替えを行うものでございます。これも本年度の支援金、拠出金等の確定に伴うもの、それに伴う国庫支出金等の額の変更によるものでございます。

次の 4 目退職被保険者等高額介護合算療養費でございますけれども、これも財源の組み替えを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金で 192 万円の増額補正でございます。これは、さきに多賀城市国民健康保険条例の一部改正の御審議をいただいておりますけれども、出産育児一時金を 10 月から 4 万円増額することに伴う、48 件分の増額補正でございます。

恐れ入ります。ここで、今回、出産育児一時金につきましては、金額とともに受領の手続等についても変わっておりますので、それについて御説明申し上げます。

お手元の資料の、議案第 71 号関係資料（追加資料）をごらんいただきたいと思います。

以前に 1 枚物でお渡ししているんですけれども、議案第 71 号関係資料ということで、出産育児一時金支給フローというものをお渡ししております。

○中村委員長

資料配付はこの辺でやめてください。当然持ってくるべきものでございますので。続行してください。（「忘れてきたということを行っているんだから。それがなければ、当局が何ほ説明しても理解できない」云々の声あり）

続行いたします。

○大森国保年金課長

資料の上段が、現行の制度になっております。下段が、新しい……。 （「さっきのは取り消せよ。取り消してから続行にしてくださいよ、再開してください。ちゃんと整理しましょうよ」の声あり）

○中村委員長

ただいまの私の発言を取り消しいたします。

続行いたします。

○大森国保年金課長

それでは、説明を続けさせていただきます。

資料の上段が現行の制度でございます。下の段が新制度ということで、10月1日からの制度ということになります。

現行の制度ですけれども、こちらの表にありますとおり、受領委任制度ということで①から⑥の流れになりますけれども、簡単に御説明しますと、被保険者の方が医療機関の同意をいただいて、市に申請書を提出することになります。市の方から承認決定通知をいただいて、医療機関へ申請書を提出します。その後、出産の後になりますけれども、⑤番と⑥番という流れになりますけれども、医療機関の方は市へ請求書を提出して請求金額の支払いを受けるとい形になります。これが現在実施しております受領委任制度ということでございます。

それで、下の段の10月1日からの制度でございますけれども、流れの中で、途中一つ、右側の上の支払機関（国保連合会）というものが入ってございます。手続の流れとしましては、被保険者の方が医療機関と代理契約を締結するという形になります。これは一時金の請求と受領を委任するという、そういう内容の書面ということになります。その後、出産後ということになりますけれども、医療機関が支払機関（国保連合会）の方に請求をしまして、その請求が市の方に回ってきまして、市の方で支払機関の方に払って、その後で病院の方に行くという形になります。流れとしましては、被保険者の方、出産される方にとっては、手続としては非常に簡単になるということになります。

あと、出産費用の金額の関係でなんですけれども、10月から42万円ということになりますけれども、42万円の範囲内で出産費用がおさまった場合については、その差額分については、被保険者本人の方にこれまでどおり市の方から直接支払われるという形になります。

それでは、資料1の方にもう一度お戻りください。86ページでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金等で561万4,000円の増額補正、次の2目後期高齢者関係事務費拠出金で1万2,000円の減額補正ですけれども、これは本年度の支援金、拠出金の確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金等で 110 万 9,000 円の増額補正、次の 2 目前期高齢者関係事務費拠出金で 1 万 1,000 円の減額補正ですけれども、これも本年度の納付金、拠出金の確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目老人保健医療費拠出金で 3,158 万 8,000 円の減額補正、次の 2 目老人保健事務費拠出金で 5 万 1,000 円の減額補正でございますけれども、これも本年度の拠出金の確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目介護納付金で 759 万 2,000 円の増額補正でございますけれども、これも本年度の納付金の確定に伴うものでございます。

次に、11 款 1 項 6 目高額療養費特別支給金で 15 万円の増額補正でございます。これは後期高齢者医療制度への移行に伴って、不利益な取り扱いを受けた方の負担解消のための特別支給金ということになります。

ここで、内容につきまして若干説明させていただきたいと思えます。

昨年 4 月から後期高齢者医療制度が始まっておりますけれども、後期高齢者制度への加入につきましては、75 歳の誕生日からということになります。それで、例えば、国保にいた方ですと、国保から後期の方へ制度的に移動して加入するということになります。そういう方たちが月の途中で移動した場合ですけれども、例えば、9 月 15 日が誕生日だとしますと、14 日までは国保、15 日からが後期ということになります。その方が高額療養費の支給を受ける場合に、所得による限度額がありますけれども、限度額を超える分が高額療養費で支給されるということになりますけれども、その限度額が、制度ごと、月ごとという内容になっております。ただいまの例ですと、14 日までの国保の場合の限度額、後期の場合の限度額ということで、限度額が倍になるということになりますので、制度改正に伴って、医療費が多い人については不利益になる場合が出てくるということで、その不利益の部分をこの支給金で補給しようというものでございます。

現在、私の方で国保の関係の見込み数を確認しておりますけれども、一応、19 名の方が制度の移行に伴って不利益を受けているということで、今回、15 万円の増額補正をさせていただきたいというものでございます。

なお、平成 21 年の 1 月からは制度自体が整備されまして、限度額が 2 分の 1、月の途中で後期高齢の方に移動した場合は、限度額が国保も 2 分の 1、後期も 2 分の 1 ということで、その月だけ 2 分の 1 になりますので、制度的に平成 21 年 1 月からは整備されております。それで、今回の対象につきましては、平成 20 年の 4 月、後期高齢が始まったときから、平成 20 年の 12 月までの 9 カ月間に、制度的な関係で月の途中で後期高齢の方に移動された方が対象ということになります。

なお、制度上の関係ということになりますので、これに伴う財源につきましては、国の特別調整交付金の方で措置される予定でございます。

それでは、同じ資料の 76 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 1 節現年度分でございますけれども、7,013 万 2,000 円の増額補正でございます。

この内訳としまして、1 から 4 までございますけれども、1 の療養給付費負担金ですが、これは、後ほど御説明いたしますけれども、歳入の 5 款 1 項 1 目に前期高齢者交付金がございます。その額の確定に伴うもので、計上済額との差額 7,062 万 3,000 円の増額補正をするものでございます。

2 の老人保健医療費拠出金負担金でございますけれども、これは歳出で御説明申し上げました、老人保健医療費拠出金の確定に伴って、計上済額との差額 527 万 8,000 円を減額補正するものでございます。

次に、3 の介護納付金負担金につきましても、介護納付金の確定に伴って、計上済額との差額 258 万 1,000 円を増額補正するものでございます。

4 の後期高齢者支援金負担金につきましても、後期高齢者支援金の確定に伴って、計上済額との差額 220 万 6,000 円を増額補正するものでございます。

次に、2 項 1 目財政調整交付金で 1,458 万 8,000 円の増額補正ですけれども、1 節普通調整交付金で 1,443 万 8,000 円の増額補正でございます。これは前期高齢者交付金の額の確定に伴うもの、それから、歳出で御説明申し上げましたけれども、老人保健医療費拠出金、介護納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金等の額の確定に伴うものでございます。

次の 2 節特別調整交付金で 15 万円の増額補正でございますけれども、これは歳出で御説明申し上げました、高額療養費特別支給金に充てるものでございます。

次に、2 項 2 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金で 398 万 4,000 円の増額補正でございます。

こちらの交付金の内容について説明させていただきますと、これは国民健康保険の保険者に対して、国から国保連合会を通して市町村に交付されるものでございます。平成 21 年度、平成 22 年度の 2 カ年度に交付されるものでございますけれども、これは介護従事者の処遇改善のための介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するための財源に充てるという趣旨でございます。

本年度の金額の積算についてでございますけれども、本年度に国から宮城県に対して交付される額が 1 億 7,823 万 8,689 円になりますけれども、それに対する宮城県内の市町村の介護納付金の過去 3 年間の平均額の割合、これが多賀城の場合、2.24%になりますけれども、そのパーセントを掛けたものが、こちらの 398 万 4,000 円でございます。

次に、3 目出産育児一時金補助金で 96 万円の増額補正でございます。これは歳出で御説明申し上げました、出産育児一時金の金額アップに伴う国庫補助金でございます、192 万円の 2 分の 1 でございます。

次に、4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 2 節過年度分ですけれども、これは平成 20 年度の療養給付費交付金の額の確定に伴う 1,160 万 1,000 円の増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金で 2 億 771 万 3,000 円の減額補正でございます。これは本年度の交付金の額の確定に伴うものでございます。

こちらは金額がちょっと大きくなっておりまして、大きくなった理由について御説明させていただきますと、前期高齢者の保険給付費の見込み額ということで算定したものがベースになって計算されるものでございますけれども、その見込み額について、平成 20 年を



ベースにして21年の見込みを立てておりましたけれども、その見込み額が若干少なくなったということと。あと、全国的な前期高齢者の加入率でありますとか、加入者の調整率、医療給付費等の予想伸び率、前期高齢者の加入の全国の割合に対する市の割合とか、そういう係数がございますけれども、その係数が、この交付金自体が20年度から始まったということで、21年度の予算編成の際に、前年度の数字で算定せざるを得なかったという点がございまして、若干、金額が大きなものになってございます。

次に、6款2項1目財政調整交付金1節財政調整交付金で1,237万4,000円の増額補正でございます。これは、前期高齢者交付金の額の確定に伴うもの、それから、歳出で御説明申し上げました、老人保健医療費拠出金、介護納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金の額の確定に伴うものでございます。

次に、9款1項1目基金繰入金1節財政調整基金繰入金で7,424万1,000円の増額補正でございます。これは補正予算の不足財源に充てさせていただくものでございます。

ここで、国民健康保険の財政調整基金の保有額について申し上げます。

ただいまの補正後の金額ということになりますけれども、現在額が3億2,896万6,758円でございます。これは決算の500万円を積み立てたものとして計算した金額になっております。そこから補正後の基金の繰入金が2億5,682万8,000円になっておりますので、平成21年度末の見込み額としましては、7,213万8,758円となるものでございます。

次に、9款2項1目一般会計繰入金で64万円の増額補正でございます。これは出産育児一時金の金額アップに伴う繰入金でございまして、歳出192万円の2分の1の3分の2の金額でございます。

10款1項2目繰越金1節その他の繰越金で391万6,000円の増額補正でございます。これは平成20年度決算に伴う繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

ここで暫時休憩いたします。

午後4時35分 休憩

---

午後4時41分 開議

○中村委員長

再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

質疑に入ります。

○根本委員

85 ページの出産育児一時金の関係でございますが、現行制度の受領委任払い制度から新制度に移行するという御説明がございました。市民の皆様、国保加入者の方にとっては、簡素化されてサービスが非常に向上したと、このように思いますので、非常にありがたいなと思います。

そこで、社会保険の方がどのようなになっているか。これは関連で御存じだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○大森国保年金課長

社会保険の関係ですけれども、健康保険法についても、政令もですけれども、同様に改正されておりまして、金額は当然アップしております。あと、支給の関係につきましても、同じような形になっているものと。

○根本委員

社保も国保も、国の制度の改正といいますか、支給方法の改善があったんですね。それで変わったということでございますね。

それから、先ほど、財政調整基金の残高、ちょっと早口で聞き取れなかったものですから、もう一度教えていただいてよろしいですか。

○大森国保年金課長

大変申しわけございません。

金額でございますけれども、78 ページで、今回の繰入金 が 7,424 万 1,000 円ということで、今回補正後の金額で、繰入見込みが 2 億 5,682 万 8,000 円になります。あと、現在高ですけれども、3 億 2,896 万 6,758 円でございます。これは昨日の決算の 500 万円を積み立てたものとして計算した金額ということになります。

○中村委員長

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 71 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 72 号 平成 21 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

○中村委員長

次に、議案第 72 号 平成 21 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○中村委員長

関係課長等から説明を求めます。

○大森国保年金課長

資料 1 の 104 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

3 款 1 項 1 目償還金で 35 万 9,000 円の増額補正でございます。これは老人保健医療費交付金及び県負担金等の返還金で、平成 20 年度分の確定に伴うものでございます。

次に、前のページになりますけれども、102 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5 款 1 項 1 目繰越金で 35 万 9,000 円の増額補正でございますけれども、これは平成 20 年度決算に伴う繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

- 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 72 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 73 号 平成 21 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

○中村委員長

次に、議案第 73 号 平成 21 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○中村委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

資料 1 の 115 ページをお開き願います。

歳出から説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 6,150 万円の増額補正をするものでございます。これは現在、栄一丁目地区に小規模特別養護老人ホームの整備を予定している事業者に対する補助金で、これまで国からの交付金だったものが、国の緊急経済対策により、県が国からの交付金により基金を造成し、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金として市町村に交付することになったものです。あわせて、補助基準額も、1 施設 4,000 万円だったものが、施設定員 29 名掛ける 350 万円の積算で 1 億 150 万円に増額されたものでございます。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 2 目償還金で 2,187 万 2,000 円の増額補正をするものでございます。これは、さきの平成 20 年度決算で説明のとおり、介護給付費及び地域支援事業費の額の確定に伴い、国庫支出金等の超過分を返還するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目他会計繰出金で 2,000 万円の増額補正をするものでございます。これも平成 20 年度事務費分の確定に伴い、一般会計に繰り出すものでございます。

次に、113 ページにお戻り願います。

歳入について御説明申し上げます。

3 款 2 項 5 目地域介護・福祉空間整備等交付金で 4,000 万円の減額補正及び次の 5 款 3 項 1 目の介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金で 1 億 150 万円の増額補正については、歳出で説明いたしましたので、緊急経済対策による補助金の組み替えによるものでございますので、説明は省略させていただきます。

7 款 2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金で 2,187 万 4,000 円の増額補正をするものでございます。これは歳出で御説明いたしました、国庫支出金の償還金及び一般会計繰入金に充当するため、基金より繰り入れするものでございます。

次に、109 ページにお戻り願います。

第 2 表繰越明許費でございます。

1 款 1 項総務管理費の介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金 1 億 150 万でございますが、補助金の組み替えにより、内示が当初より 4 カ月ほどおくれ、10 月ごろの予定になりますので、予算の執行が平成 22 年度にずれ込むことから、あらかじめ繰越明許費を設定するものでございます。

なお、小規模特別養護ホームの開所は、来年の 7 月ごろになる予定です。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○竹谷委員

介護基盤緊急整備特別交付金、これは県ということですが、計画があると思いますけれども、これは今年度一発なのか、それとも、3 年なり 4 年の期限になっているのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

○鈴木介護福祉課長

これは、第 4 期の介護保険事業計画期間、3 年間なんですけど、未来への投資ということで、それ以降、1 年分については前倒しにするという条件のもとで対象にするということです。ですから、21、22、23 年の計画分については対象にする。そのほか、24 年分についても、前倒しでする場合は対象にするということでございます。

○竹谷委員

これは、先ほど、小規模とおっしゃいましたよね。小規模という規模は、例えば、29 名以下だとか 30 名とかという数字が決定されていると思いますけれども、その数字をちょっと教えてください。

○鈴木介護福祉課長

この小規模というのは、地域密着型サービスに該当するものなんです。それで、多賀城市内の方しか入れないという施設で、定員は 29 名以下ということになります。

○竹谷委員

大変恐縮なんですが、交付基本額が 1 名につき 350 万、これは変わりはないと。これに例えば 20 名の小規模を設計した場合には、それに 20 を掛ければ、このお金が交付されてくるという仕組みだということでご理解してよろしいですか。

○鈴木介護福祉課長

今回の補助金はそうでございます。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 73 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 74 号 平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

○中村委員長

次に、議案第 74 号 平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○中村委員長

関係部課長等から説明を求めます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

それでは、資料 1 の 130 ページ、 131 ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 1,000 万円の減額をするものでございますが、説明欄記載 1 の一般管理職員人件費につきましては、財源の組み替えでございます。

○櫻井下水道課長

2 の下水道総合地震対策計画策定に要する経費の 13 節委託料につきましては、事業費の確定により減額するものであります。また、本事業は補助事業であるため、本減額分を後ほど御説明いたします、同じ補助事業の雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業分）に移動させるものでございます。12 節役務費につきましては、先ほど説明した事業費の確定により、事務費分の減額をするものであります。

次の 132 ページをお願いします。

3 項 2 目污水管理費につきましては、 2,079 万 4,000 円の減額補正でございます。

1 の污水管理事務に要する経費の 27 節公課費につきましては、消費税及び地方消費税の納税額を予算化していたところでありましたが、企業会計から特別会計に移行した際、新規法人の取り扱いを受け、2 事業年分の申告免除が確定したことから、予算化していた中間申告分を減額するものでございます。

2 の污水施設維持に要する経費の 11 節需用費につきましては、志引団地内の道路補修工事に伴い、污水マンホールのかさ上げ調整が必要となったことから、増額をお願いするものであります。

次の 134 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 1,040 万の追加補正でございます。

1 の雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業分）につきましては、先ほど御説明申し上げました、下水道総合地震対策計画策定に要する経費の減額分が移動してくるものでございまして、本事業の本年度施行箇所は、陸上自衛隊多賀城駐屯地内の丸山雨水幹線を整備しておりますが、次年度も延伸して整備を予定しているため、13 節委託料に対し、その延伸箇所である丸山雨水幹線に流入する鶴ヶ谷雨水枝線の設計業務費を計上するものでございます。

次の 136 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目公債費につきましては、後で御説明申し上げます、歳入における下水道資本費平準化債及び下水道事業債（特別措置債）の発行可能額の増加と、先ほど説明いたしました、消費税及び地方消費税等の減額に伴う、下水道使用料の充当先の組み替えによる財源組み替えでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。 128 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金につきましては、歳出でも御説明申し上げました下水道総合地震対策計画策定に要する経費の減額分を雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業分）に移動することに伴う、受け入れる国庫補助金の移動でございます。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 2,799 万 4,000 円の減額補正でございます。これは、後で御説明いたします、歳入における補助事業債及び下水道資本費平準化債並びに下水道事業債（特別措置債）の発行可能額の増加及び歳出における消費税、地方消費税の減額の合計 3,160 万円の減額要因があったものの、歳出で御説明申し上げましたとおり、道路補修に伴う汚水マンホールのかさ上げ調整費用の追加等により、360 万 6,000 円の増額要因があったため、結果的に 2,799 万 4,000 円の減額となったものでございます。

9 款 1 項 1 目下水道事業債で 760 万円の追加補正でございます。

1 の補助事業債につきましては、先ほど申し上げました、補助事業の移動に伴い浸水対策事業が増加したことにより、発行可能額が増加することとなり、540 万円の追加補正でございます。

2 の資本費平準化債につきましては、平成 20 年度事業債の借入額の確定により、70 万円の追加補正となるものでございます。

3 の下水道事業債（特別措置分）につきましては、積算根拠となる平成 20 年度地方交付税の額の確定に伴い、当初見込みで計上したものが確定値となったため、150 万円の追加補正を行うものでございます。

次に、124 ページをお開きください。

第 2 表地方債補正について御説明申し上げます。

ただいま歳入予算補正で御説明申し上げました補助事業債につきましては、公共下水道事業として、限度額を 540 万円追加の 1 億 4,680 万円とするものでございます。また、資本費平準化債につきましては、限度額を 70 万円追加の 5 億 5,020 万円とするものでございます。また、同じく下水道事業債（特別措置分）の追加補正により、限度額を 150 万円追加の 9,010 万円とするものであります。

これらにより、補正後の限度額の合計は 7 億 9,500 万円となるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

続きまして、資料の 2 を説明させていただきます。

資料 2 の最終ページ、19 ページをごらんください。

下水道事業の元利償還金の雨水、汚水の内訳と、それに対する財源の内訳が、当初予算時に比べてどう変わってきたかをあらわしたものであります。

当初予算時における元利償還金の合計額は、上段の表中、合計欄で 20 億 5,610 万円。これを賄う財源として、下水道使用料を 3 億 8,968 万 7,000 円、資本費平準化債を 5 億 4,950 万円、下水道事業債（特別措置分）を 8,860 万円、下水道事業受益者分担金及び負担金を 282 万 7,000 円、仙塩流域下水道維持管理負担金返還金を 1,000 円充当し、最終的に、一般会計繰入金は全体で 10 億 2,548 万 5,000 円としておりました。

これが、今回の 2 号補正後におきましては、元利償還金の合計に変更はありませんが、これを賄う財源につきましては、下水道使用料が 2,039 万 4,000 円増額の 4 億 1,008 万 1,000 円、資本費平準化債が 70 万円増額の 5 億 5,020 万円、下水道事業債（特別措置分）が 150 万円増額の 9,010 万円となり、結果的に、一般会計繰入金については 2,259 万 4,000 円減額の 10 億 289 万 1,000 円となります。



以上で説明を終わります。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 74 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 75 号 平成 21 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

○中村委員長

次に、議案第 75 号 平成 21 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○中村委員長

関係部課長等から説明を求めます。

○大森国保年金課長

それでは、私の方から説明させていただきます。

資料 1 の 146 ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で 267万 9,000円の増額補正でございます。これは、平成 20 年度の後期高齢者医療保険料のうち、平成 21 年 4 月と 5 月に収入があったものについて広域連合に納付するものでございます。

次に、144 ページをお願いいたします。前のページになります。

歳入でございます。

3款1項1目一般会計事務費繰入金で 8万 5,000 円の増額補正でございます。これは一般会計から事務費の不足分を繰り入れするものでございます。

次に、4款1項1目繰越金で 259万 4,000 円の増額補正でございますが、これは平成 20 年度決算に伴う繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 75 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 76 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

○中村委員長

次に、議案第 76 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

- 収入支出説明

- 中村委員長

関係部課長等から説明を求めます。

- 板橋水道事業管理者

補正予算の説明をする前に、昨日の決算特別委員会で藤原委員に回答した中で、水需要が低迷していると説明いたしました。今年 8 月まで、昨年度同月と比べまして水量が 3 万 1,438 トン減少しています。これはこのとおりでよろしいんですが、次に、料金で「3,143 万 8,000 円」と話しました。これは間違いでございまして、「1,599 万 4,000 円」でございまして、これは誤りでございましたので、おわびして訂正させていただきたいと思っております。決して意図的に金額を上げたものではないということに御理解賜りたいと思っております。申しわけございませんでした。

補正予算につきましては、上水道部の次長の方から説明させますので、よろしく申し上げます。

- 長田上水道部次長(兼)工務課長

それでは、148 ページをお開き願います。

平成 21 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、収益的収入及び支出でございます。

当初予算第 3 条中に定めております収益的収入の追加補正をお願いするものでございまして、1 款水道事業収益を 8,256 万 8,000 円増額し 20 億 533 万 5,000 円とするものでございます。これは上水道高料金対策に係る一般会計からの補助を受けることによるものであります。

第 3 条は、この補助を受けることにより、第 10 条他会計からの補助金の第 1 条を追加したことによる改正でございます。

次に、151 ページをお願いいたします。

補正予算説明書の収益的収入及び支出でございますが、ただいま御説明いたしました、高料金対策に伴う一般会計補助金 8,256 万 8,000 円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

- 中村委員長

以上で説明を終わります。

- 収入支出一括質疑

- 中村委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

○藤原委員

1点、これによる、現時点での平成21年度の決算見通しの金額を教えてください。

○小幡管理課長

この補正によります純利益でございますけれども、1億2,528万9,000円でございます。

○中村委員長

ほかに。

○竹谷委員

先ほどの管理者からの訂正ですが、決算特別委員会での訂正ということになるんじゃないかと思うんですけれども、もう既に委員会は閉じて、本会議で決まった後の訂正というのはどうなるのかなと思って、ちょっと疑問を感じたんですけれども。

○松戸事務局長

事務的に御説明申し上げますと、特別委員会が終了しておりますので、訂正はできないということになります。ただ、この場での訂正に関しては、記録に残るということになります。

○竹谷委員

発言者が理解するなら、それで、私の方で取り上げる必要はないんですけれども、議会のルールとして定めているものですから、その辺はきちっとルールにのっとってやったらいいんじゃないかと。逆に、もしそういうやつがあったら、これは議事録に載るので話できないんですけれども、公式の場で何らかの形で物事を処理した方がよろしいのかなというような気もしたので、当局も気をつけていただきたいなことだけお話ししておきます。

○藤原委員

参考までにお聞きしますけれども、誤りについてはどの時点で気がついたんですか。

○板橋水道事業管理者

終了して帰っていくとき、きょうの私が回答したことを復唱していく段階で、あれっ3,000万というのはちょっと余計だったなと。去年1年間で減少したのは4,000万だったですから、8月までで3,000万というのはちょっとおかしいなということで、帰ってすぐ職員と話しました。そしたら、私自身がコピーをとってきたのが間違いでして、水量を二度コピーとってしまって、申しわけないんですが、立方メートルと千円と書いてしまったために、3万一千何ぼというのを、同じ数字を、片方は立方メートル、片方は千円と、本当に単純な私のミスです。帰っていく矢先で感じたものですから、ここでは修正がちょっと難しかったものですから、補正予算特別委員会の方で修正させていただきました。

○中村委員長

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 76 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○中村委員長

以上で、本委員会に付託されました議案第 70 号から議案第 76 号までの平成 21 年度多賀城市各会計補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ議案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については、議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって補正予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 5 時 14 分 閉会

---

補正予算特別委員会

委員長 中村 善吉